

第六十一回国 参議院文教委員会會議録第十二号

昭和四十四年四月二十四日(木曜日)
午前十時四十九分開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

岩動 道行君

青柳 秀夫君

成瀬 幡治君

四月二十四日

辞任

鬼丸 勝之君

補欠選任

青柳 秀夫君

補欠選任

平泉 渉君

鬼丸 勝之君

秋山 長造君

補欠選任

青柳 秀夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

久保 勘一君

楠 正俊君

田村 賢作君

小林 武君

安永 英雄君

小林 国司君

大松 博文君

中村喜四郎君

永野 鎮雄君

二木 謙吾君

吉江 勝保君

秋山 長造君

川村 清一君

鈴木 力君

内田 善利君

柏原 ヤス君

萩原 香子君

小笠原貞子君

鈴木 力君

国務大臣

文部大臣

政府委員

文部省初等中等

教育局長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

大蔵省主計局主

計官

文部省初等中等

教育局財務課長

坂田 道太君

宮地 茂君

渡辺 猛君

藤井 直樹君

岩田 俊一君

本日の会議に付した案件

○国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案(鈴木力君外一名発議)

○へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名発議)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久保勘一君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨二十三日、岩動道行君、成瀬幡治君が委員を辞任され、その補欠として平泉渉君、秋山長造君が委員に選任されました。

○委員長(久保勘一君) 国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案を議題といたします。
まず、発議者から提案理由の説明を願います。

鈴木力君

○鈴木力君 ただいま議題となりました国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案について、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。
一般的にいつて、教育においては、教える人の問題が最も重要であり、教育の発展が、個々の教員の人格及び教育的・技術的資質に依存するものであることは、申し上げるまでもありません。そして、これらの資質を向上させるためには、教員の研修が、欠くべからざるものであることもまた多言を要しないところであります。

したがって、すべての教育計画は、教員が自主的、積極的に研修を行ない得るよう十分な機会の提供がはかられるとともに、専門的職務への集中を可能ならしめる措置が含まれるものでなければなりません。
わが国においても、このことはつとに認識され、教育公務員については他の一般公務員制度の特例としての教育公務員特例法が昭和二十四年に制定され、特別の研修制度が設けられております。すなわち、他の一般公務員が当局の行なう研修を受動的に受けるのに対して、教育公務員の場合は、能動的にみずから研修することを義務づけられていたのであります。教育者の本質、使命からして当然のことでありましよう。

しかしながら、このような教育者の使命もしくは義務の遂行も、教育者に対する待遇の考慮、研修費の提供、研修施設、設備の整備等の諸条件が確立されなければ、十分に期待できないことも、また言うまでもないところであります。かような点の理解があつたればこそ、教育公務員特例法制定時においても、国会では、研修費に対する財政の裏づけの關係が真剣に討議され、法案修正の方針をきめたのでありますが、当時は占領下のこ

ととて、遺憾ながら国会の意志は貫徹できなかったであります。

その後、十数年を経ましたが、その間の文部省の研修に対する施策を見ますと、文部省講習会の開催、教育研究団体に対する補助金の支出、教育会館、教育センターの設立等、文部省なりの努力のあとがうかがえますが、これらの予算や施設はほんの一部の教員が利用し得るのみで、すべての個々の教員が研修に打ち込む予算の裏づけ、機会の提供からはほど遠く、むしろ、今日、教育学界において問題になっている教育課程の統制的押しつけ、画一的な天下り教育研究の推進以外に何らの意味がなく現場の大多数の教師にとつてきわめて大きな不満の要因になっております。その結果は教育界に沈滞の風潮を招来し、日本の真の教育発展に対して大きな不安を与えているのであります。

今日、教育公務員の待遇は、他の公務員と比較しても、決してよいとは申せません。また、研修費についても、国立大学には相当額の講座研究費や教育研究費が予算化されておりますが、高等学校以下には全然ありません。ところが、私どもの最近の実態調査では、高等学校以下の教員が研修のために、毎月自分で購入する図書費用は、約二千元という事例が最も多いのであります。また各種の研究會、講習會への参加や見学、研究のための出張、旅行等に要する費用と努力も相当なものにのぼつております。なお、旅費については、予算上は、教員一人当たり年間平均一万一千円程度であります。これは、赴任旅費や校長、事務職員の仕事連絡旅費等にはほとんど食われてしま

い、修学旅行、臨海学校、林間学校、对外試合等の付き添い旅費はPTA負担に依存している状況で、研修のための旅費は事実上皆無に近いのであります。

このような実情を考慮いたしまして、教員のすべてに研修を積極的に進めようとするためには、この際、ぜひとも研修手当を支給する必要があるとして、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容をいたしましては、第一に、国立の高等学校以下の常勤の教員に対して、月額四千円を研修手当として支給すること。第二には、公立学校の教員の研修手当は、国立学校のそれを基準として定めること。第三には、施行期日を昭和四十四年十月一日とすること。第四には、附則において関係法律の改正を行ない、市町村立学校の職員給与負担法の改正に伴って、義務教育諸学校の教員の研修手当の半額は、国庫が負担することになることを特に付言いたしたいと思います。

以上であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久保勲一君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(久保勲一君) へき地教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者から提案理由の説明をお願いします。

○鈴木力君 ただいま議題となりましたへき地教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。わが国には、山間地、離島その他の地域にあって、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない、いわゆる僻地が散在しております。

この僻地に、昭和四十三年五月の調査によりますと五千七百十校の小学校及び二千八十五校の中学校があり、全国の公立小中学校のうち、僻地小学校は約二三％、僻地中学校は約一八％の割合を占め、その児童生徒数は小学校四十七万六千二百九十八人、中学校二十二万九千七百六十二人であ

ります。これらの僻地学校には小学校三万七千六百十三人、中学校一万六千五百二十七人の教員が勤務しているのではありません。

ところが、僻地学校は一般的にいって小規模学校が多いこと、学校の施設、設備が貧弱であること、児童生徒の通学条件が悪くかつ困難であること、要保護、準要保護児童生徒が多いこと、保健衛生の状況が悪いこと、教員の配置に困難が伴うこと等、その教育条件はきわめて劣悪であります。

このような劣悪な教育条件の下にある僻地学校に対しては、教育の機会均等の理念に基づき、平地学校以上のきまかい行財政上の配慮が必要であります。

以上のような理由から、昭和二十九年の第十九回国会において、へき地教育振興法が制定され、さらに第二十八回国会には同法の一部改正が行なわれ、僻地教育の改善充実が、着々と進められてまいりました。

しかしながら、僻地の一部は交通機関の発達により、交通条件等に多少の緩和が見られますものの、なお全体的に見れば、その生活文化水準及び教育水準は他に比べて一そう格差を生じつつあるのが現状で、僻地教育の振興施策は特段に徹底される必要があると信ずるものであり、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に改正案の内容の主な点について申し上げます。まず第一点は、僻地学校の定義についてであります。すなわち、現行法におきましては、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう」とありますが、今回これを「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島云々」と改めたこととあります。

近年における交通機関の発達と、テレビ、ラジオの普及等は、僻地の状況に多少の変化を与えて

おりますが、僻地における地域住民の生活文化水準は依然として低く、その上、産業開発のおくれと人口の漸減等の理由により、僻地市町村財政の悪化も加わり平地との生活文化水準の格差は一そう開いております。これが学校教育の面に対しても、大きな影響を与えていることは当然であります。したがって、僻地学校の定義をその地域住民の生活文化水準の低い山間地、離島その他の地域に所在する小中学校と改めたものであります。

第二点は、市町村の任務として、僻地学校の児童、生徒の通学を容易にするための必要な措置を明確に規定いたしました。

僻地における通学条件を改善するための一つとして、バス、ボートの整備が必要であることは御承知のとおりであります。その運営費も年間相当額のほり財政力の貧弱な市町村にとつては過重な負担となつておりますのでこれを国庫補助の対象とするよう改めております。

また、寄宿舎設置についての市町村の任務を明らかにし、これに要する経費に対して国庫補助の対象とするよう法の整備を行ないました。なお、これが設置の計画をいたしましては、僻地の四、五級地の最も劣悪なところから年次計画をもつて設置すべきものと考えております。

第三点は、僻地学校の級別指定の基準を定める場合に僻地条件の程度とともに市町村の財政状況をも考慮することとしたこととあります。

僻地学校の級別指定の基準には、僻地条件の程度によつて級別指定が行なわれることは当然のこととありますが、当該市町村の財政力の貧弱度が学校の施設、設備その他の面においっておくれを招き、ひいては学校教育に大きな困難をもたらすことを考慮して、これを特に、級別指定の要素とするように措置したものであります。

また、僻地に勤務する教職員に対して、僻地手当の支給割合を従来よりも最低二％から最高一％まで引き上げ、特に僻地性の高い五級地については保健、医療その他の衛生に関する環境の程度に応じて一種から三種までに分けるとともに、

これらの級別別の最低保障額を設けることによつて、教職員の待遇改善を行ない、人事移動を円滑にし、有能な教職員を配置したいと考えております。

第四点は、市町村が行なう事務に要する経費のうち国の補助率を現行の二分の一から十分の八に引き上げております。

僻地の市町村は財政力が貧弱であり、昭和四十一年度の調査によれば、僻地を持つている千五百九十八市町村中その財政力指数二〇％未満が四百一団体、二〇％以上四〇％未満が七百八十六団体であつて、実に七四％以上の市町村の財政力指数が四〇％以下となつて現状であり、これがため積極的に僻地教育振興のための諸施策を促進させるには、国の二分の一の補助をもつては実効をあげ得ない現状でありますので、補助率を大幅に引き上げて僻地における教育の充実に上をはかりたいと考えております。

第五点は、今国会衆議院に提出されている衆第二四号の学校給食法の一部を改正する法律案、第七条中の補助率「二分の一」を「十分の八」と引き上げ、前項と同様な措置をとつたこととあります。

なお、附則におきまして、施行期日を昭和四十四年十月一日とし、補助率に関する改正規定は昭和四十五年四月一日から施行するものとしたしております。

また、昭和四十四年以前の予算にかかる国庫補助金については、従前の例によることとしたしております。

以上が、この法案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久保勲一君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(久保勲一君) 公立義務教育諸学校の学

前回に引き続き質疑を続行いたします。

本案について質疑の申し出がございますのでこれを許します。鈴木君。

○鈴木力君　この前御質問申し上げたうちで、私にとつては未解決の問題がありましたので、それを先にお伺いしたいと思うのですが、その一つは、給与支払い事務の御見解であります。私はこの前に申し上げましたように、給与の支払いの事務は、現在の法制の立場からいたしますとどう見ても公務にはならない、そういう見解で御質問申し上げたのでありますが、文部省のほうから公務である、そういう御見解の答弁があつたわけがあります。私はこれにはどうしても承服ができない、もう一度、公務であるとおっしゃるとすればその公務であるという根拠、あるいは公務ではない、しかし、現状ではやむを得ず行なつておる、そういう御見解に変わったとすればそれらの御見解をまず承りたいと思います。

○説明員（岩田俊一君）御説明申し上げます。

市町村立学校の職員の給与につきましては、市町村立学校給与負担法一条の規定によりまして都道府県が負担をするということになっておることは、これはすでに御承知のとおりでございます。この負担という規定によりまして同時に支給をするということになっておるわけでございます。ところで、その給与の支出でございますけれども、都道府県の知事が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の第五項、つまり「地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。」その五項に「前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。」という規定がございます。この規定に基づきますところの

支出命令によりまして、各都道府県の出納長が支出を行なうことになるということになります。したがって、まず支出の手続をいたしましては、一面に支出命令という形態が知事の命令の系統においてなされ、それから都道府県の具体的なものとして、つまり「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する職員をして補助執行させることができる。」という規定に基づきまして、知事の支出命令権が教育委員会に委任されている場合が大多数であると思ひます。教育委員会からさらにどうなるかと申し上げますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第二十六条の規定に基づきまして、つまり、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」それから引き続きまして第二項をいたしまして、「教育長は、前項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又はこれらの職員をして臨時に代理させることができる。」という規定に基づきまして、つまり教育委員会は教育長、あるいはその教育委員会の財務関係の課長、あるいは地方教育機関の事務職員に委任し、これらのものに専決しておるという流れになっております。それが支出命令の流れの系統でございますが、また出納長の事務のほうは、地

方自治法第百七十一条第四項の規定に基づきまして、出納長の補助職員たる地方事務所の出納員に委任される。第百七十一条は、その第四項に「普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外に委任させることができる」という規定におきまして、出納事務はそちらのほうに委任されておる。なお、多くの県におきましては、市町村立学校の校長あるいは事務職員を地方自治法施行令第百六十一条第三項の規定に基づきまして資金前渡職員に任命いたします。これらの方をして出納長から当該学校の県費負担教職員の給与を一括して支出することができるようにしているというようになっております。

第百六十一条の規定を申しますと、「次の各号に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができ、その第四号に「給与その他の給付」とありまして、その第三項に「前二項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる」という規定によりまして、市町村の職員たる校長あるいは事務職員に對しまして資金前渡職員を命じておる。こういう法律の規定の流れをもちまして学校までに支出関係の事務が流れるようになっていくということを御説明申し上げます。

○鈴木力君　そこで、私もその流れはわかつているつもりなんです。いまの課長の説明でも、まあ条項を取り上げると時間がかかるから、一括して私は考え方で御質問申し上げますがね。この出納長の流れのほうのあれを読んでも、それからまた教育委員会の関係の権限関係を読んでも、給与の出納事務に對しては機関に委任するということではない。該当職員となっている。流れから言いますと、出納事務を委任し得るものは事務職員と技術職員と、職員の規定があつて、そしてそれらの職員に読みかえるものには規則で学校長とか教

頭だとか指名しているものもある。それからまた自治省の通達によると、必ずしもそれにこだわらなくてもよろしいという通達も出ている。そうすると、事務職員に資金の前渡を委任することもできるわけです。要するにその職員に委任することとできるということなんです。だれか学校内の職員が委任を受けたら、それが学校校務として学校の責任になるはずがないわけです。その辺です、私の筋をはっきりすべきであると言うのは。この前に、私がこれほどしつこく言うつもりはなかったけれども、課長の答えて、校長が引き受けてきたものは校務だ、こういうことになったから私しつこく聞くのです。ところが、職員というところは、どこにいても職員ということばになっていく。そういう点からいうと、学校という機関がある。学校として行なわなければ、事務の本身はどうしても包括にならない、その辺の見解はどうです。

○説明員(岩田俊一君) ただいま申し上げましたとおり、給与支給事務は、支出の命令が出ましてして給与が支払われるわけでございますが、いま御質疑疑いになっております、またかついろいろ各地方公共団体におきまして疑念をお持ちになるという点は、こういうことではなからうかと思えます。給与の支払いをするために、支払いの資料といたしまして給与調書をつくります。これは多くの場合事務職員のあるところは、事務職員のないところは校長の命によりまして教員その他の職員がつくっておると思えます。この給与調書の作成事務でございすけれども、これは私どもは校務であると考えております。と申しますのは、これは支出命令の前提になりますところの一つの資料を支払い者に對して提供することでありす。その給与調書の内容をなすものは、本人のいろいろの勤務と勤務の状況等に関する事項が含まれてまいります、たとえば宿日直あるいは出勤日数、これらのものは給与に關係があります。そういう事務を管理、執行いたしますのは、これはその学校の校長であります。学校の仕事として行なっているのであります。でございますから、これは学校の事務

として調書を作成し教育事務所に提出をする。それに基づいて支出が行なわれるということになるわけでございますので、その点についてこの間から校務だと申し上げている趣旨はその点でございます。

○鈴木力君　そうなつてくると、だいぶこれは時間をかけてお伺いしないといけない。私は、その職員というのに、出納長と県当局の流れによつて職員に委任をすることができると、そこまでは私はそのとおり認めるのです。しかし、これが機関であるかどうかということになると、もしいまの課長の見解だと地方自治法と抵触しませんか、都道府県の長が教育委員会に、教育委員会という一

つの機関に委任し得るものはこれこれときまつてゐる、地方自治法の付則第三表です。第三表には地方自治体のそれぞれの付属機関の知事の権限を委任する事項というのは限定されている。その限定された中に、教育委員会は給与支払い事務というのが委任できることになっております。なつていないでしょう。

○説明員(岩田俊一君) その点につきましては、先ほどこの御説明を冒頭に申し上げたわけでございますが、知事に本来属するところの支出命令権を各法律の委任に基づきまして教育委員会に委任する。教育委員会は教育長ないしはその職員に委任する。かつこれは教育事務所に委任をするということで、支出命令がなされる。こういうことをいまして申し上げたのです。

○鈴木大君　だから、それは教育委員会というその系統を通して言うことではないのです。知事が委任し得る職員というのは、これはもう読みかえ規定やなんかがあって、学校の職員も委任し得る職員には入っておる。委任がなければその学校の仕事ではないでしょう、どうなんです。たとえば資金前渡の委任がなければ学校はその仕事をやるのか、やらないのか、そういうことです。

○説明員(岩田俊一君) 資金前渡委任がなければもちろん当然現金を扱うことはできないわけですね。ただ、先ほど説明いたしましたのは、二つの

支出命令の流れの系統、出納の流れの系統がある
ということを申し上げたわけですが、それが両方
ちよつと混同して、いま御質疑が出ているような
気がするわけでございますけれども……。

○鈴木力君　混同しているのはあなたのほうで

す。

○説明員(岩田俊一君) 支出命令を出す前段階として学校で支給調書をつくる、そのこと自体は支出命令の前段階になるわけでございます。でございますから、これは学校の公務であるということはいろいろ職員の勤務、服務の状態で給与とが関連をしておる、その意味において公務だということを御説明申し上げました。

○説明員(岩田俊二君) 支出命令の系統は、いま

実態といたしまして、学校まで支出命令は委任されておりません。しかしながら、事務の流れとしてどういう規定があるかと申し上げますと、先ほど申し上げましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の二十六条におきまして、「都道府県委員会」は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会の任命に係

る職員をして補助執行させることができる。」ということになっています。

○鈴木力君　そうなつてくるとたいへんなことになるのですよ。教育委員会が委任を受けて給与を支払うことができるのですか。支払いの事務だけなんです。委任は、教育委員会に支払い事務を委任することができるといふのはどこにありますか。まず府県側のはりの委任する範囲から調べて

ごらんなさい。もう一ぺんあなた、地方自治法の別表の第三表の教育委員会のところを読んでみてください。知事側のはうでは委任することができ

ないことになってるのですよ、教育委員会には、それを教育委員会のほうに委任を受けることができるという解釈をしていることがおかしいのだ。

○説明員(岩田俊一君)　ですから、先ほどから申し上げておりますように、この支出をするという

ことにについては二つの事務の流れがある。支出命令権に基づくところのその支出命令という事務の流れと、それと出納の事務の流れとある。その流れ、両方区分して御説明申し上げなければならぬといわけでございますけれども、この支出命令の系統におきまして、いま実態といたしましては、各教育事務所の長に委任されているのが普通であります。それ以下に下がっていることはない。しかし

ながらその系統を市町村の教育委員会に委任しようと思えばできるわけでございます。しかし、それはいま行なわれている例はございません。しかし、できるかと仰せられるから、法律的にいえばできるということを申し上げたわけです。

それから次のことを申し上げます。出納の事務につきましては、現金を直接支出するという事務

につきましてはこれは委任ができません。

○鈴木力君　だからぼくはこの前に、もう少し実態を調べてもらいたいとあなたに前に申し上げておるのは、あなたのような解釈でいったらたいへんなことが起こるのですよ。だから各府県でもそういう解釈はいまとつていない。いいですか。事実として、たとえば私の出身県である岩手県なんかどうやってるか。これはやっぱり職員に委任を

する、前渡資金を委任するのです。委任できるのは前渡資金だけなんです。給与の支払い事務は委任できないのだ。だから出納局の責任で出納局から委任をされておる教育委員会系統の人が、これは出納局の責任で給与の支払い事務を行なっておる。だからあなたの言うような俸給の内訳書というのは学校ではつくらない。あるいは内訳書を添えて払う、こういうことなんでありますから、内

訳書というのは請求書じゃないのですからね。そうすると、内訳書を添えて現金を払うのであって、資金前渡の委任を受けておる職員に、内訳書

を添えて個人個人にこう払ってくれと、差し引きの内容これだということを示して前渡の委任を受けている者に渡す。ところがそれが小切手、金券です。その金券はあなたがいま言ったような解釈とは違ふ。ただいま金融機関には規定されている

ものがある。金融機関は、出納長の振り出しでなければ現金を払っちゃいけないことになっていい。それでしょう。だから出納長がその資金前渡の委任を受けている職員に金券を渡すわけです。金券を受け取ってから職員に配るところが資金の前渡委任を受けている、委任を受けている職員の任務なんです。それは職員の任務なんです。学校の仕事じゃない。しかし、その職員も、

学校の仕事でないからといって断わるということじゃなくて、これは出納局から委任を受けている。その職員が出納局の仕事をやっているのです。学校の仕事をやっているのじゃない。そのたて分けをはっきりしないと、あなた、私はさつきからさつきからというか、この法案の御質問を申し上げる。さつきからというか、この法案の御質問を申し上げるときいつでも言っている。文部省というのは

きわめて冷たいところだと、こういつておる。それは何かというと、いまの考え方にも冷たさが出ているのです。というのは、なぜかということ、もし事故があったら責任はどこにあるか、これは皆さんが教育行政の立場として一番大事に考えなければいけないところなんです。いまかりに給与事務のところに何かミスがあって、そうしてその金がかかりに紛失をした、その場合に、資金前渡の委

任を受けている者が学校長でなくて、だから特定の職員であつて、その場合には、学校長には責任がないのです、機関として。これはあなたのは何でも全部責任をかぶせて、学校のしりをたたいておれば教育が動くという既定観念があるからそういう解釈をしておる。自治省側でさえそこまで遠慮して、ある県では、だから資金前渡の委任を受けている者が、銀行所在地でないところの

職員が金券を現金にかえてきて渡す場合には、学校旅費を使わないで、出納の旅費で、別ワクで使わせているような配慮をしている。これは自治省

だけの配慮です。文部省はそんな配慮をしなくてもいいんだ、だれでもいいから、学校に、法律を曲げて解釈して、責任も何もおっかぶせてやれと、これが文部省の態度です。こういうことであったらたいへんなことになるのです。だからあなたたはさつき、現状では学校に委任されている例がない、そのとおりなんです。職員に委任をされているのだ。そういうことの解釈を、もう少し学校職員の職場という点を考えてものをやらなければいけないことじゃないか。文部省の解釈のようにして、いま給与支払いをやっている府県というのはどこにあるのか私はまだ知らないのです。私の解釈のようになっています。どうです。

○説明員(岩田俊一君) 各県によりまして、この事務処理の方法は若干ずつ異なっておりますが、なるほど学校に委任されておられないと申し上げたのは、私の申し上げておられます、支出命令権のほうの系統の分が委任されていないということを示し上げたのです。これはもう間違いないと思えます。ただ支給につきましては、現金出納で、資金前渡管理を学校に置いていかどうかという問題につきましては、これは多様でございます。埼玉県の場合は、私の申し上げたとおりでやっております。これはもう昨日電話をかけてよく聞きましました。具体的に申し上げてもよろしくございすけれども省略いたしますが、そういう例もございす。ただ、先ほど来申し上げておりますことは、給与支給調書をつくるという事務はこれは支出命令以前の段階です。支出命令があつて、それから出納の事務が始まるわけですから、学校でいろいろ何々先生は本俸が幾らで、欠席日数幾らで、あるいは宿直が幾らであったというふうな仕分けがあると思ひます。それは支出命令の前提のころの資料でございます。出納の段階までまだきていない仕事でございます。それをいま申し上げているわけなんです。

○鈴木力君 そうすると資金の前渡を委任を受けた、そうして委任を受けた職員が、金を配る、その事務は職員の業務である、ことはわかつたわけ

です、私もそこをはつきりしてもらへば、まず、一つはそれでよろしい。

その次の、今度は内訳書の作成なんです。あなたは、職員の欠勤状況や何かなければならぬから学校の業務だと、こう言っている。それならば税法を読んでごらんさない。給与を受けるほうで自分の所得税の引き去りがこれこれでございますという報告の義務があるんですか。いま所得税の引き去りをやっておる。それはどっちがやるんですか。給与を支払うほうかやるんですか。受けるほうかやるんですか。どっちですか。

○説明員(岩田俊一君) まあ税法との比較のお話でございますが……

○鈴木力君 内訳書には税法の引き去り書をちゃんと書かなければいけない。

○説明員(岩田俊一君) 税法のほうの問題は、これはちよつと話が同段階の比較とはなり得ないと思ひます。

○鈴木力君 冗談じゃない。支払い調書というのは、所得税がどれだけ引かれるか、いいですか、学校共済組合の分担保金はどれだけ差し引きになるのか、法律規定で決定をされておる差し引き額というの、支払い者がこれを調製しなければいけないことになってゐる。それを支払い調書といふんです。あとの欠勤日数とか何かは、その支払い調書をつくる責任者が必要な資料として学校に報告を求めることなんです。その必要な事項が若干あるから、だから調書の責任が学校だと言われたらたまたまなんです。どつちなんです。そういう必要な資料の報告は、私は当然学校がやらなければならぬと思う、学校事務としてね。そのことを、調書の責任が学校にありますと言われたら、どういふことなんです。

○説明員(岩田俊一君) まあ税法の関係につきましては、この源泉徴収関係につきましては、税法独自の規定がまたあるわけでございますけれども……

○鈴木力君 独自じゃない。調書がそろきまつてゐる。

○説明員(岩田俊一君) 学校の職員の個人別につきましては俸給支給の前提となることの諸要素につきまして資料を提供することは、これは本来学校という営造物と申しますか、そういう機関に随伴する当然の仕事だと考えておるわけでございます。であるからこれは校務であるというふうに考えております。

○鈴木力君 はつきりしてください。その支払い調書に必要な資料を求められて学校がその資料を提出することは、学校の仕事である、そういう意味でしよ。それなら私も了解するんです。

○説明員(岩田俊一君) そういうことです。

○鈴木力君 私の言っているのは、支払い調書を作成するところはどこかと、こう聞いておる。それはやっぱり支払い者の責任だということもはつきりしたでしよ。それでね、その支払い調書を作成する責任は支払い者にある。それに必要で、学校が出さなければいけない資料は、学校がそれは出す。これは学校の仕事だ。調書それ自体は学校の仕事でないということは明らかでしよ。税法は知らないと言ふけれども、税法と調書には関係がある。共済組合の引き去りも関係がある。そういうものまで校務だと押しつけられてはたまつたものじゃないわけなんです。事実、いまやつてゐるんですよ。事実、各学校で相当数以上はやつてゐるんだ、やつてゐることは。しかし、いまやつてゐることが現状として、私に言わせれば、やらされてゐることなんだ。やらされてゐることが現状だから、これが法的に義務なんですよと言われては、たまつたものじゃないやなくて、除々にそういう事務をやはり本来のあるべき姿に戻していく努力が学校の定数を考える文部省の基本的な考え方ではないかならない。そこで、私は校務が校務でないかといふことをしつこく聞いておる。いまの課長のお話で、大体私も了解いたしました。時間がないから、条項は迫りません。整理をいたしますと、こういうことです。資金前渡の委任を受けて給与の、これは現金出納の業務に当た

る、これはやっぱり職員が委任を受けて、職員の業務である、それから俸給の支給調書の作成の義務はこれは支払い者である要するに出納局の関係です、それを委任を受けている関係は別として。ただ、それに必要な資料は学校として提出すべきものは学校の仕事である、こういうふうに整理をしておりますと私はよくわかりました。それでいいでしよ。

○説明員(岩田俊一君) 大体のところはよくわかりました、ただちよつと申し上げますと、支給調書をつくる義務は出納長というお話でございます。そうじゃございせん。これは知事の、先ほどの支出命令系統でつくるわけでございます。それでたまたま学校で資料を出すということは御理解いただけたと思ひますが、それがたまたま調書と一致しているという事態になつてゐるわけなんです。

○鈴木力君 それは必要な資料を学校から出さして、それが調書と一致しないということ、あなた考えられますか。必要な調書の資料を出せと、こういうわけだ、それを出すのは学校の一つの事務である。たまたま一致しているなんて、冗談じゃない、あたりまえですよ。一致しなかつたらおかしいですよ。ただし、それだけでは支給調書がでない。給与というのはまだまだある。それからさつき言つた税法の関係、いろいろあるから、それに基づいて支払い者が支払う、こういう筋なんです。そこを明らかにいたしますれば私はこれ以上はこの点については申し上げません。要するに、私はなぜこのことを申し上げたかといひますと、あるいはしつこくお伺ひしたかといひますと、やはり校務というものを現場でいま先生たちがやらされておるから、それでそこに何でも追い込んで校務だ校務だとして行くことでは、これは学校の教員の配置と教育の質的な向上とは逆行する考え方です。その辺について、やはり文部省は文部省なりにきつちと整理した考え方、一べんに改善がいかにしても、改善の方向に続けて努力をしてもらいたい、こういうことです。

それから、大蔵省はどなたか来ていますか。

○委員長(久保勲一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(久保勲一君) 速記を始めて。

○鈴木力君 それでは主計官に先にお伺いいたします。主計官も御多忙だと思えますから、できるだけ簡単に伺いたいのですが、この教員定数のいろいろな点について御質問申し上げます。たゞ、いろいろな点について御質問申し上げましたときに、いろいろなことが明らかになった。それは具体的にだれがどう言ったということじゃないけれども、どうもことばの裏表等からも明らかになったのですが、まず一つだけ具体的な点についてお伺いをいたしますが、今度のこの公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が提出されておるわけですね。これが予算の折衝の段階で文部省が予算要求をしたことで、あなたの、主計官の段階で、第一次があるいはその前の折衝がわかりませんけれども、少なくとも大蔵省としてそれを是正するというか、それを交差させた事実がありますか。

○説明員(藤井直樹君) 公立義務教育諸学校の教職員の定数につきましては、御承知のように過去二回の改善によりまして、学級当たりの児童、生徒数それから教員一人当たりの児童、生徒数というものは著しく改善されていること自体は御承知のとおりでございます。しかしながらその間におきまして、いろいろな社会的事情の変化等もございまして、過疎地域の小規模学校の増加とか、特殊教育をさらに振興する必要があるとか、いろいろ問題が出てまいりましたので、今回文部省のほうから御要求があったわけでございますが、私のほうといたしましては、四十四年度予算編成に際しまして、国家公務員の定数というは現在非常にきびしくこれを押さえているという状況もございまして、財政事情というの非常に多端であります。いろいろな問題があったわけでございますけれども、二万八千四百九十一人という増員を予定するというにいたしましたのであります。この過程

で、いま御指摘のように、当初の御要求の六万との間に差はございますけれども、要求自体というものは、本来そのとおりなかなか実現するというわけのものではないと思えます。それから現実には個々の項目について十分文部省と御相談した上できめたわけでございます。文部省のほうに要求を少なく、特にこの点はどうかというようにことをしたというわけではございません。折衝というものは順次詰まつてまいりますに従いまして両者の主張の幅は狭まっていくなかというところで、結局こういう形で落ちついたわけでございます。

○鈴木力君 こういうふう聞いていますが、つまり結果的には両者が意見が一致したことになりましたが、そのことを私はいまだどうも言うつもりはないです。あなたは主計官ですから、政策は別として、あなたの職務範囲の中で数字でいろいろと検討をして、これはとてもじゃないが大蔵省としてはどういふ悪い、こはぐあいがいい、こは何となくしょうと、こういう形で折衝というものは行なわれていくのでしょう。そして最終的には文部省と意見が一致した形で予算案というものが出てくる。そのコースは私はわかつているのです。そうじゃなくて、その過程で、文部省のほうから出ているものうちこれは少し考慮してくれ、簡単にいえばこれはもう少し予算を減らせ、そういうふうには大蔵省が、あなたのところ指摘をしたところはどうか。もし指摘をしていないで意見が一致していれば、最初の六万人が通っているはずですがね。その点を具体的に伺いたい、こう言うのです。

○説明員(藤井直樹君) 改善をされました個々の事項ごとにつきましてはいろいろ問題はあったわけでございますが、最初の御要求と違ふ点につきましては、たとえば小、中学校につきましては、三学年一学級は解消するという要求でございますが、私どものほうではそれを改善する。二十五人という現行の基準を少し改善したらどうかというようなことでやっておりまして、結局そういうことでその数字はできております。

それから、さらにもう一つ例を申し上げますと、産戻、同和地域におきます教職員の定数につきましては、一律に学級編制を改善するという御要求でございましたが、これはそういうことじゃなくて、別個の特配措置を講ずるということをやっていくというようにことを申し上げて、いろいろございませうけれども、一例を申し上げます。

○鈴木力君 いろいろとございませうけれども、じゃぐあいが悪いのだ。いまのようなものを全部伺いたい、こういう質問をしておるのですから……

○説明員(藤井直樹君) その結果が、いろいろやりました結果がいま御審議いただいております案になっておるわけでございます。その途中いろいろございませうけれども、非常に折衝の具体的な内容になりますと、毎日毎日変わつてまいっております。特に私のほうとしては、この現在御審議していただいております案が一番……

○鈴木力君 それじゃ私は質問をやめますよ、これじゃ質問をしても意味がないのだから。具体的に意見が一致してこうなりましたことは私もわかつておる。その意見が一致しておるけれども、最初文部省が六万人の要求をしておる。それがいずれ変わつていまして、具体的には、いま一つはわかりました、三学年の複式編制について解消ということであつたけれども、改善にいたしました。そこでもちろん意見が一致したわけではしょう。その他いろいろありましたけれども、交渉のことですから、そして結局はこうなつたのですと、これじゃ私の質問をどう聞いてもらつておるのかからぬのです。私は別にいい、悪いとかいふ言つておるわけじゃないのです。とにかく六万人を基礎として計数を合わせようとか、そういうことも言つていないのです。しかし、少なくともいろいろな問題があるでしよう。たとえば今度の定数法でも、学級編制の規模にいたしましたけれども、十二学級以上からあるいは学級数によつてはもう一人ぐらい教師をほしいというふうな文部省

の意見があつたけれども、それはまあ都合によつて中学校の場合は現状にして進むことに意見が一致したとか、いろいろそれはあるでしよう。私はその交渉の過程にだれがどう言つたでございませう。大蔵省と文部省と一番最初の段階で意見の違つたところはどこかというところを具体的に言つてもらいたい。これは大蔵大臣ではわからないと思つたからあなたに来てもらったのです。それを答えることができないとすれば、私はもう質問をやめます。あとで大蔵省の責任者に来てもらつて質問をしないと終わるわけにはいかない。

○説明員(藤井直樹君) 大蔵省の考え方というものは、最初の大蔵原案の内示であります。その際の考え方が決定的なものじゃなくて、それをもとにしていろいろ議論をしていった結果、まともなところまでございませう。したがって、最初の段階でどうであつたかということになりますと、それはいろいろございませう。たとえば先ほど申し上げたようなことでございませうけれども、それは私どもがそういうことで最初のままだといつていけば、いま、その内容を御説明してもよろしいんでございませうけれども、実際に政府としてまとめた案がどこにある以上、私どもはこれが一歩いいものであるというふうな考えておりますので、別にそのときの状況についてどうであつたかということをおし上げるということとは困難だと思ひます。ただ、例示的に申し上げますと、先ほど申し上げましたようなことになるかと思ひます。

○鈴木力君 その例示的にというのでさつき言つたでしよう。それらの項目はあと幾つあるか。

○説明員(藤井直樹君) たとえば、いわゆる生徒の教育指導密度の向上という項目がございませうけれども、その最初の御要求のときの人数は一万二千人のものでございませうけれども、私のほうはそれを小学校にある程度限定するというところで、その人数を減らしたというふうなことを申し上げております。それから現在見ております

が、内地留学等によります研修の補充といいますが、そういう定数については、また現在の段階ではいろいろものは見送つてもいいのじゃないかなうかというのを最初に申し上げておきます。それから養護教諭につきましては、御要求が八百人というところになっておりますが、これは八百五十人、小学校です。それから事務職員については、たとえば学校図書館の事務職員というのがございしますが、これは私どもとしてはまだそこまでやる必要がないのじゃないかなうかというようにお聞きを申し上げておきます。それから特殊教育のほうにつきましては、たとえば機能訓練とか、舎監というように少人数を減らすというようにお聞きをいたしております。

○鈴木力君 最初からそう言つてもうええ、さっきみたいなことを言わなくてもいいんですよ。まああなたとして——あなたとしてといつたつてこれは個人じゃない、大蔵省という組織の中にいる主計官として、こういうものを個々に査定をされますか、仕組むというか、どういう立場をとるんですか。たとえば大蔵省全体として、文部省の予算はこれだけだというワケを先に全体できめておいて、そのワケの中にはめ込むためにいろいろとあなたのほうで苦勞をなさるのか、そういうことなしに、一応は教育の向上をさせるために教育的な見地に立つてこれはよいものだから、これは待つてというふうに、そういう立場で査定をなさるのか、どつちの立場をおとりにするんですか。

○説明員(藤井直樹君) 大蔵省が予算を編成する場合には、初めからこのワケでこの省はというふうなことは一切ございせん。やはりまず御要求を聞きまして主計局として、これは主計局の中でのいろいろ、最初は文部省であります文部係、そこでやつて、それから上にどんどん上げまして局長のところまで、それで主計局のほうからこれを省議にかけまして大蔵省の方針となるわけでご

ざいます。その過程でいろいろ議論が行なわれておるわけでございます。その際にはやはり要求をもとにして査定をする。初めからこうきめてやるということでは……。

○鈴木力君 もっと聞かざるように言つてくださいます。

○説明員(藤井直樹君) 要するに、要求に即して査定というものが行なわれるわけでございます。それを全部集めてその当時想定しております予算のワケにはまるかどうかというのを検討して、いろいろ調整を加えてやつていくわけでございます。御指摘のようなワケでやるというようにお聞きをいたしません。ただ大蔵省案が出てまいりますと、そこにワケができてまいります。それは各省について一応最初示した案というものをもとにして調整が行なわれております。

○鈴木力君 そうするとどういうふうな理解していいんですか。要するに、そのワケというのはあとできまるのだ、要求に即してあなたの主計官のところ個々に点検をして、そうして、たとえばさっきあなたが例にあげられた三箇学年以上の複式学級を解消するという要求に対してはワケというところは別として、あなたのほうは改善、こういう意見を出す、それでその間のやりとりは私は別に聞く必要はないので、結果的には意見が一致して改善になりました、こういうコースをとるわけですね、どうですか。

○説明員(藤井直樹君) そのとおりでございます。

○鈴木力君 それではちよつとこの点だけひとつ伺いたいのですけれども、三箇学年の複式学級を教育担当の文部省が解消したい、しかし、それはもう解消の必要がなく、改善でいいんだ、こうあなたがおっしゃった。結果的には文部省とも一致しているから、私は別にあなたの責任を追及するわけじゃないのですよ。責任を追及するわけじゃないが、私に言わせると、これは解消すべきだという考え方に立っているのです。それがその結果解消でなしに、改善になった。それはあなたの

の責任というのを私は言わなければいけません、どうも文部省と共同責任、共謀の罪というところ行き過ぎだからそれは言わなければいけません、共同の責任はあなたも負わなければいけない。そういう立場で伺いたいのですが、いまこつちの過疎地域の学校で非常に四苦八苦している。さっき私は僻地教育振興法の一部を改正するために、皆さんの御討議をいたしたための提案理由を申し上げたのだけれども、そういう現状にあるときに、いわゆる解消でなくて、改善でもいいとあなたが考えになったのですか。そのお考えになった考え方をひとつ聞かしていただきたい。

○説明員(藤井直樹君) およそこつちのものはすべてなくすれば一番いいわけでございますけれども、なかなかそれは無理なわけですが、今度の場合は、現在単級という状況がそこにある。さうに四箇学年と五箇学年という複式もある。こういう教育をする上において非常に困難な環境にある学校が、まずどうしても解消の対象として取り上げなくてはならないということでお聞きをいたすわけですけれども、小学校の三箇学年くらいになりますと、大体平均して一学級当たり十二人程度の生徒数になっております。さらにそれをこつちに分けるといふことになると、何人になりますか、八人と四人になりますか、十人と二人になるかもわかりませんが、そこまでこの際やるといふことは、非常に先生の数もふえて財政上の負担がなかなかございまして、とりあえず、とりあえずと申しますか、四、五箇学年までの分をやつて、三箇学年につきましては、従来二十五人というものでございまして、通常の四十五人の基準に対して三分の一程度の十五人ということでは、従来よりはるかに教育指導の徹底が期待されるのじゃないかというふうに考えてやりました。

○鈴木力君 十二人というのはどういふことで割り出したのですか。三箇学年を一学級にすれば十二人になるという割り出しの根拠は何ですか。

○説明員(藤井直樹君) これは三箇学年の一学級の平均の生徒数が幾らかという統計を見ますと平均十二人くらいになるわけでございます。

○鈴木力君 平均というのには上もあれば下もあるというところはわかつていますね。

○説明員(藤井直樹君) それはあると思います。

○鈴木力君 私はもう少しあなたの考え方を伺いたいです。平均でいって十二人だから、これを二つに分けると教育効果がなくなる。あるいは十二人だったらだいたいようぶやれる。そういうふうにお考えになる考え方がどうも私にはよくわかりません。というのは私は教師の経験があるんです。自分が長いこと教師をやると——複式学級を担当した経験もある。ところが二箇学級までですと、これは文部省ともだいたいやりとりをしまして、私もある程度教育効果をあげるといふことは可能だと思ひます。しかし、その場合には教師が二人いなければいけない。これは基本的に私の経験から割り出した二箇学級の場合には複式にして、いまの十二人を入と四みたいな過疎学級にしないうで、一つの社会性を持たせながらやつて効果をあげていくことが必要だ、大前提は教師が二人いなければ、とても単式並みの教育効果というものをあげることがむずかしい。三箇学級になりますと、これは私の経験だけではなしに、三箇学級で十二人をおかえてりつぱにやつてみせるというふうな、そういうことを言つておる教師に私はまだ会つたことがない。教育学者の意見をいろいろ聞いてみても、教師をふやせば別ですよ、教師をふやせば別のやり方があるだろうけれども、三箇学級になると、しかたがないから各級に入れておるということのほうにむしろ現状なんです。そこがあなたのいまの御説明だとこれはもう少し考えてもらわれないといけないんじゃないかと思ひます。ただ、私がさきに聞いたように大蔵省としての全体のワケがあつて、あなたも幾らか削るという任務があつて、削りようがよければあとで出世するかもしれないということであれば、これはまた話が別だけれども、どつち側に立つてやつておるのか。

です。

以上、補足説明させていただきました。

○鈴木力君 学級ごとの数字なんかは私も計算しておりますから、それはお伺いしなくてもいい。それで、考え方としてはわかるのです。そして、前にも何べんも言いましたように、前と機械的に比べると、その部分においては確かに伸びておる。だが、これは繰り返して申し上げて恐縮なんですけれども、たとえば文部省で調べたいところ、校長の出張回数を見ても、少ないところ、四月から七月までの三ヶ月間でもう九日、あるいは延べでいきますと、十一回の出張というものが、文部省の御調査では少ないほうだと思ふのです。徳島県のごときは、K中学校は三ヶ月に三十一日というのがあるでしょう。しかし、私のほうで多少調べてみたんですけれども、これは出張であつて、そのほかに、学校区内の、勤務しておる職員なんかの出歩く回数というものはまた相当多いのです。これはいま数字でどうこうというつもりではありません。だから、どうしてこれは五学級以下に限るわけじゃありませんけれども、一人はもうほとんどそちらに行つてしまつて、いわゆる文部省でいう直接教育行為というのには、直接教育活動というものはほとんどあてにならない。それからもう一人のほうは、学校事務というのがさつきからたくさんいわれておるのでありますが、それを見ますと、専科の教諭を置くというところが、考え方としては成り立つけれども、いまの学校運営では成り立たないと思ふのです。私はいま直ちにこれが直るとは思わないけれども、この点につきましても、もし私の指摘をしておる点が若干でも認められるとすれば、相当やはりこまかい調査もしてみられて、せっかく過疎対策ということで文部省一生懸命やられておるのですから、やられておることに、何といひますか、実りを持たせるような御努力ということが必要だと思ふのです。これはまあ私のほうの希望として申し上げておくだけにしておきます。

それで、もう少し申し上げますと、これも私の希望を申し上げてしまふことになるかどうかかわかりませんが、提案理由の中には、はつきりは書いていないと思ふのですけれども、今度の法改正の趣旨の中には、どうしてもやはり専科を置くという考え方が入つていゝと思ふのです。私はその考え方に對してはほんとうに賛成なものであつて、それでなければいけない。しかし、出てきた法律の教員、それからねらいであるところの、専科の教員を配置して教育の効果をあげていくんだというところは、どうも実際はなかなか合わないといふことなんです。そこで、たとえば文部省で調べたい日課表の一例を見ていただいてもわかるわけなんです。大体、直接教育活動の中に入る時間が、馬宮西小学校の例でも、午後の三時五分、ここまでやつて、それからあとの教材研究とか、あるいはその日の授業のあとと始末をやる、それらの時間が一体どれくらいになるだろうといふことなんです。問題は、退勤時間が五時二十分です。下校まで二時間と十五分あるわけなんです。二時間でそれだけの仕事ができるかどうかといふことなんです。それで、二時間でできないと思ふことの中に、きょうは時間がなから、あまり申し上げませんけれども、このほかに、校内外行事といふことを文部省は教員を配置するときに忘れてもらつては困る。大体学校では校内外行事といふのがどれだけのものか、このことを配慮しないで、授業時間数と、教師の、あとの一時間かそこらあたりのそれで全部を処理させようと思つても、これは具体的にできぬ相談なわけなんです。たとえば私のある学校から調べてもらったものと、そういたしますと、四月のごときは、校内外行事のない日といふのは日曜日を除いて四回ぐらいいしかな。あとは全部何かにかの校内外行事がある。そうしてその行事のために、校長でなければだれかの職員が必ずそれで学校から別の業務に出ておる。こういう状態を繰り返しておるのが、いまの学校の実情だと私は思ふのです。それで、くどいことは、一々申し上げますとたいぶ時間が

かかりますから申し上げませんが、私はこの法案がそういう、ねらいをいたしましては私も賛成なねらいが非常に多い。過疎地域の教育を重点とする、あるいは複式学級の解消の方向に努力して、それからいまの教科の組み合わせ、指導要領等の状況からいいますと、専任といふか、教科の担当教師がいらない。これは授業時間から追うだけではなしに、教育の質的な面からいっていろいろ問題がある。あるいは養護とか、その他ずうと、私はそのねらつておる観点については賛成なんですけれども、ねらつておるところと実際とが非常にむずかしい、実情に合わない。大きな、いろいろな改革をしなければならぬ点がたくさんあるといふことを先ほども申し上げたわけですが、そういう立場に立つて、この法律案は一応五カ年計画といふことになつてゐる。しかし、従来のように、五カ年計画といふことでいつておるから、五カ年間はこれをもう手一本触れませんかと言われると、これはいまままでに、いろいろいまの学校が苦勞しておる実情、あるいは教師の足りない実情、それからこの法案には直接ないけれども、保健関係についての大きな手ばかりがある。それらをカバーするといふようなことを考えてみても、一応原案は五カ年計画で、五年間といふことをねらつておるけれども、しかし、やっぱり文部省としては私がいままでにつと御指摘申し上げたような欠陥を克服するために、五年を待たずして何か改善の処置といふんです。そういう処置をとるべきだとおもうのですけれども、この見解はどうですか、これは大臣のほうから伺つたほうがいいと思ふ。

○国務大臣(坂田道太君) 今度の法案は確かに一歩前進はしたといふことは鈴木さんもお認めになつておられるのでございすが、しかし、実情におきまして、あるいはまた御指摘の点におきまして、不十分な点が多々あるといふことにつきまして、今後一応五カ年計画で出発いたしますけれども、その途中におきまして、著しく、これはどうしても変更するほうがよろしいといふことになりますれば、またその際考へてまいりたいといふふうに思つておるわけでございます。私どももいたしましては教育条件をよくするといふことについては、常に前向きに考へていかなきゃならぬ課題であるといふふうに思つております。

○鈴木力君 著しく改善の必要があればという御答弁ですけれども、大臣の御決意でやつていただきたいのですが、大体著しく改善の必要があるといふことを四日もかかつて私が申し上げたわけですから、そのことを認めてもらつて、ただし、いゝんな条件があるわけですから、ここで何年目にとりあえずなんといふことを大臣にいま言えといつても無理な話。無理な話ですけれども、五年計画だから、五年間はもう手をつけませんぞという態度ではなしに、できればやつぱりいつでもこれを改善していききたいといふ、これだけはもうはつきりしておいていただきたい。まあいまの大臣の御答弁でその私は解釈をいたしますがね。

それからもう一つ、これは前に大臣に申し上げておつて、私の質問中に伺いたいといふことであつた、これは養護教諭の問題であります。その実情とかなんかのことをお伺いしますと時間がかりますから、最終的に私がこの前申し上げましたように、この養護教諭の必置制といふ法律の解釈はもうずっとできています。そしていままで、少なくとも私の経験でも大臣が相当かわられて、あるいはどの大臣も養護教諭の問題に關する限りは、事務職員も含めてでありますけれども、きわめて前に向いて御答弁をいただいております。しかし、あけてみますと、今度もまあ前と比べれば、この限りにおいては人数がふえた。しかし私どもは、全部置かなければ学校といふのは正常な状態にならないといふ立場をとるんです。これはもう大臣も認めていられるとおりのことです。そういたしますと、いままでの繰り返された御答弁をまた繰り返されたんでは私はどうしても納得できない。三度目でもありますし、今度はそういう御答弁よりもっと強い、責任者としての大臣の御決意を伺いたいといふことです。

○国務大臣(坂田道太君) この点についてはこの間も私にお答えしたわけですが、まだあれから二日しかたつておりません。したがって、ほんとうに鈴木さんにある程度の満足できるような答弁をするには、もう少し私としては検討をいたさなきゃならない、時間の余裕をいただきたいと思ふので、気持ちの上においてはもう二日前と同様に意欲は持つておるといふことでござい

ます。まだ計画を立てまして、たとえば五年後にはこうしますと、あるいは養成計画はこういふふうにしますというところまではまだいっておりませんことをむしろ率直に申し上げたほうが鈴木さんのお答えになるんじゃないかというふうに思います。まあこれで御不満でございましょうけれども、そういうような私といたしましては誠実なひとつお答えの一日も早くできるようにいたしたいと考えております。

○鈴木力君 もう一言申し上げたいんですが、いま何年後にどうするといふことを、これもまた大臣を責めてもあれですから、そういう無理は申し上げるつもりはありません。ただしかし、私がここで大臣に表明していただきたいのは、少なくともきょうから、あるいはあしたからでもよろしいんですけれども、いつまでにどうするといふことは言えないにしても、必置制といふことが、次の機会までには何とかそれをやるために全努力をするというぐらゐの気持ちは持つてもらいたいというところなんです。いままでのようにりっぱな答弁は聞いておる。同じようなことを、速記録の繰返しみたいでは、またぞろ必置制といふのは出てこないかと私はにらんでる。したがって、いろいろな障害もあるし、また大臣一人でやり出すと言つてもできないような仕組みのあることももちろん承知です。そういう関係機関ともさらに強力な折衝といひますか、働きかけといひますか、調整をとられて、もはや養護教諭の必置制といふ問題がこれだけたつても、同じ議論を繰返さないというぐらゐの決意だけは、繰返さないために努力をする、全勢力を傾けるといふぐらゐのこと

は、ぜひ言ってもらわないと、どうも誠実に、できないときばかり誠実でも、私はどうも引つ込みがつかない。できるようにほんとうにがんばつてもらいたいという意味で申し上げる。

○国務大臣(坂田道太君) まあこれはやはり私も一生懸命に努力をすると思し上げる以外にはお答えができません。

○川村清一君 私は一昨日の委員会でも、法案の文面について第九条まで逐条ごとに簡単にお尋ねして、一応の御説明をいただいたわけですが、本日はお願ひしました資料が来ましたので、掘り下げていろいろ御質問申し上げ、また議論をしたいと思ひますが、先ほどの理事会では私の質問時間も限定されたようでございますので、したがって、あまり長くできませんので、大筋だけ重点的にひとつ質問したいと思ひます。

まず最初に文部大臣にお尋ねいたしますが、この法案に対しては、われわれ社会党の考え方をもとにして社会党案というものを対案として衆議院に提案しておりますことは御承知のとおりでございます。大臣はこのわれわれの社会党案を検討なされたかどうか、これをまずお伺ひします。さらに、もし御検討いただいたとしますならば、それに対する御所見を率直にひとつ知らせていただきたい、こう思ふのです。

○国務大臣(坂田道太君) 衆議院の段階におきまして社会党さんのほうからこれに対する対案が出ております。私は承知をいたしておるわけでございます。いろいろな面におきまして前進的なものが含まれておると思ふわけでありまして、ただ私どもといたしましては、それにやはり財政的な裏づけといふものを考えなければなりませんので、ただいまの段階ではそこまではいっていないということでございます。やはりいまの段階といたしましては、私どものこの案を御審議願ひはかないといふことでございます。

○川村清一君 私はただいまの大臣の御答弁を集約して確認したいと思ふわけですが、大臣は、社会党案はけっこうな案だとまず結論的には

思ふ、しかしながら、それを実行するには財政的の裏づけにおいて非常に困難を感じるというようなことで、いまの段階ではいづゆる社会党案を実施するといふことは困難である、こういうふうにお答えいただいたと思ふわけですが、これだけつこうでございますか。

○国務大臣(坂田道太君) まあおおむねそのとおりでございます。あの法案が議決をいたしましたときに文部大臣としての考え方も述べておるわけでありまして、おおむねいふことを申し上げておきます。

○川村清一君 これはほかの行政とちよつと違ひまして、文部大臣、私が大臣にこういふことを申し上げることは失礼で、釈迦に説法のようなことでございますが、事教育に關することでございますから、したがって、必ず教育には一つの理想があるわけでありまして、理想としてはまことにけつこうだと思ふ、しかしながら、財政的にはなかなか困難だ、したがって実施できない、こういうことであればわれわれわかるわけでありまして、そのおおむねといふことは、大かた賛成である、若干賛成できないものがある。その若干といふことはあえてここで御聞きませんが、しかしながら、私は社会党案といふものを含んで、基礎にしてこれから質問を展開いたしますので、大臣もその上に立つて御答弁を願ひたい、かように冒頭にまず申し上げます。

そこで、逐条ごとに御質問申し上げるわけですが、第二条の三項ですね、「この法律において「教職員」とは」として、いわゆる「教職員」として、その中に含まれる職種があげられておるわけでありまして、「校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母及び事務職員」、こうなつておるわけでございますが、大臣は、この公立義務教育諸学校の教育といふものは、いま私が読みました第二条三項のこの職種の教職員があれば、十分の教育効果をあげ、学校教育の目的達成ができる、もつと端的に言いますといふと、この二条三項に載せられている職種だけで学校の

教育目的といふものは十分に達成され得るのだと、こういう御見解でございますか。

○政府委員(宮地茂君) 事務的な面もございまして、私からお答えいたします。

この二条に掲げております職員で、これでもう理想的であり、完ぺきであるかといふような意味でございますれば、必ずしもこれでもう完ぺきであるといふふうには考えません。たとえば、いままで御指摘、御質問、御意見等のごさいました職員で、学校給食をやつておれば炊事婦の要するは当然ではないかといふような御質問もございました。したがって、そういう職員については掲げておりませんので、そういう意味におきましては、これ以外の職員は要らなくてもよいのだという意味のものではないといふふうに考えております。

○川村清一君 これだけでは十分でない、十分な効果をあげるためにはこれ以外の職員も必要である、こう言われております。そして、いま局長は、たとへば、給食をやつておるところにつきましては給食婦が必要であると、こういうようなことも述べられておりますが、しからば十分に教育効果をあげるためには、学校の中にはこれ以外にどういふような職種が必要であると、かように文部省としてはお考えになられますか。

○政府委員(宮地茂君) ちよつと恐縮ですが、おっしゃつた意味を聞き漏らしたかと思ひますが、一応お答えしまして、ピントがはずれておりますが、また御指摘いただいて答えさせていただきますが、これはまあ私ども、この法律に掲げました職員でもう完ぺきであつて、これ以外の職員は要らないのだという観点ではなくて、まあ大抵学校としては共通に、この程度のもので標準としておるべきだといふ意味のものを掲げておりますし、なお、これはいままでの御質問でもお答えしたところでございますが、大体におきまして、市町村学校の教職員につきましては、設置者が市町村でございまして、給与面は、これは県が負担し、また小、中学校は義務教育費国庫

負担法の定めるところに従いまして国が持つと
いったような財政上の背景もございまして、そ
ういった観点から対象になるものといったよう
なことも頭に置きまして掲げておる次第でござい
ます。

○川村清一君 私は給与面がどうか、給与の支
出する機関が国であるとか市町村であるとかい
うことを聞いているのではなくして、この職種で
完すべきでないんだと、まだ完すべきでないとい
うことは、まだ足りないものがあるということ
です。完すべきでないということは局長がおっしゃ
ておる。しかし、完すべきにするためにはまだど
のような職種が必要だと、文部省としては、これ
は教育的見地に立つて考えてみたときに、どうい
う職種があるかということをお聞きしたいと思
います。

○政府委員(宮地茂君) これもいままで御質疑等
のあったところでございまして、学校に置かれま
す教職員の職種につきましては、学校教育法な
り、あるいは学校保健法あるいは学校図書館法、
さまざまな法令にそって職種の掲げられてお
ります。また、中には置かなければならない職
員、あるいは置くものとするといったような職
員、いろいろございまして、したがって、たと
えばここに、標準法の中に掲げられておらない職
員といたしましては、保健技師、学校医、学校歯
科医、学校薬剤師、給食従事員等、その他用務員
いわゆる小使さんのような方々まで、学校の実態
によりましてはいろいろな職種がございまして、こ
れらの方々がここに掲げられておりませんのは、そ
ういふ職員は不必要だという意味ではございませ
んで、いろいろ実態に即しておられるわけでは
ございまして、この標準法といたしましては、
標準といたしましては、ここに掲げられておるも
のを標準として少なくともこれは置かれない、し
かもその給与関係は国なり県で支払いますしよ
うといった趣旨のものでございまして、

○川村清一君 ただいまの御答弁にありました
るような法令上定められておる職種については、

もちろんこれは標準定数法でございまして、そ
れらのものはここに載っております。これは私も承知
しておるわけでございまして、ただ、これは現在の
法律に基づいての職種の掲げているわけでありま
して、これだけの職種では学校教育の目的を十全
に達成し教育効果をこれはもう一〇〇%完すべき
にあげるのにはまだ足りないものがあるというこ
とを、局長御自身が先ほどおっしゃってござい
ますから、しからば、学校の効果というものを理想と
おりのほかにまだ確かにあるはずでしょう、あなた自
身が認められているわけでありまして、だとな
れば、日本の文部行政をあげておる文部省と
しては、将来法令を改正して、そうしてこれらの
職種を今後の問題として学校に必置すること
によって、日本の文教といふものを完すべきもの
にしなければならぬ。常に文部行政に携わって
いるあなた方には理想がなければならぬと思
う。現在の法令、これは役人ですから法令
を守ることは当然でありますけれども、さらに
教育を行なっていくためには、どういふ姿にな
らなければならぬかという常に理想を持って
おらなければならぬ。その理想のもとに考
え、また、なおかつどういふ職種を必要と
するか。また、いま用務員というようにもあ
げられましたが、そのほかにございせんか。考
えられぬものはございせんか。法律に定められ
た以外にはもう頭の中にございせんか。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど用務員だけでな
く、いろいろな標準法に掲げてない職員のことを
私例示いたしまして、用務員はほかにも申し上げ
ましたが、一般にこういふ標準法に掲げますと
きに、これはやはり理想に掲げるのがよいのか。
それは言っても、遠き理想ばかり掲げても、実
際の行政運営上、理想よりはだいぶ下がったよう
な措置になるのに理想だけを掲げるほうがよいの
であらうか。それとも、いまのような御質問が
出るにしても、理想ではなくて、一応実現の可能
性のある、しかも標準的なものを掲げるのがよい
か。

これは法律をつくる場合に限らず、行政官庁とし
て、特に国民なり、あるいは関係者にこうい
うことを約束し、責任を負う、義務を負うわけ
でございますから、私はお気持ちは十分わかりま
す。それから、できることなら遠き理想も掲げたい
というふうな気持ちはいたしますが、しかし、ただ遠
き理想だけであって、実態は遠き理想にほど遠い
というふうな点ではまたこれいろいろ誤解も生
ずる点につきましては、その他いろいろほし
いと思われ、職員が、特に学校の実態によ
ってそれぞれ異なる面もあるかと思ひますが、少
なくとも法律には現段階ではこの程度でよい
というふうなことを考へておきます。

○川村清一君 私は、現段階を聞いておるの
ではないのであります。あなたは私の気持ちもわ
かるのと言った。私もあなたの気持ちもわか
る。それはあなたに役人ですからね。しかしな
がら、あなたの抱いておられる理想、これは法
律、法律とおっしゃいますけれども、鈴木委員
が三日間も四日間もいろいろ各般の御質問を
展開したわけでありまして、その中で、たと
えば、養護教諭であるとか、学校事務職員とい
うものを一例にとりまして、これははつきり
学校教育法に学校に置かなければならぬとい
う規定があるでしよう。しかしながら、それは
ただ書き、あるいは政令において当分置か
なくてもいいとかいふ、そういう規定を設
けて、そして全部の学校にはまだ必置され
ておらない。しかしながら、その立法の段
階においては、養護教諭を置かなければなら
ない、事務職員を置かなければならぬとい
うことは、その時点においてはやはり理想だ
ったんでしよ。理想を掲げてそれを立法し
たのでしよ。しかしながら、それをすぐ実
施できない。だから、当分の間置かなくて
いいとか、あるいは特別の場合は置かなくて
いいとかいふただし書き、あるいは政令を
設けたわけではしよ。薬剤師等もこれは置か

なければならないという法律の規定がある
のでしよ。その規定から言うならば、あなた
方は明らかに違法行為をやっている。しかし
ながら、その時点だつてもう直ちに全国の
学校に置くことは不可能だといふことを
わかっては、そういう立法措置をやはり
したのでしよ。そこが文部行政とはかの
行政の違ひでないかと私は思う。理想を
無視して文部行政なんというものは私
は思ひません。教育行政は常に理想を追
っているものでなければならぬと私は考
へる。そういう立場に立つてお聞きする
のです。

それじゃ、私のほうからお聞きしますが、あ
なたはいま用務員といふことをあげられた
が、それじゃ警備員は必要でないのです
か、警備員は。それから学校図書館に
司書は必要でないのですか。それから
中学校の理科教育を完全に進め、そ
してほんとうに時代のいわゆる科学技
術の進歩にマッチするところの教育を行
なうためには、理想的に言うならば、当然実習助手を置
かなければならぬ。あるいは学校給食
を行なうためには、理想として、だがし
かし、現在の財政事情においては困難
であるといふならば私も了とします。そ
こで何を考へておられるかといふこと
を聞いてもさっぱり答えられない。現在
の法律の想定以上には一歩も進んだ
ものを考へておられない。つまり理想
がないのです。そういうことは私はま
ことに残念だと思ひます。どう
ですか、初中局長の率直な御意見を
聞きたい。

○政府委員(宮地茂君) 私は、理想といたし
まして先生が掲げられましたような職
種が要らぬといふことは言っていない
のです。理想としてはいろいろな職
種が必要でありまして、ただ、しか
しながら、理想だから掲げて、実現
の見込みがなくとも、将来の目標
として掲げて当分の間置かない
ことができる。まあそれがよいと
言われたわけではないのでしよが、そ
ういふ方法もあるとい

た御示唆のある御意見でございますが、私どももいたしましては、置かなければならぬとか置くものとする、しかしながら、当分の間置かなくてよいというの、ただ理想を掲げておるだけではないで、少なくとも当分の間です。三年後とか五年後とは言わなくても、年々努力をして近い将来においてその目標に到達できる、到達したいという意欲があり、またその可能性のあるものがそういふうちに掲げられておるものと思ひます。しかしながら、ブライオリティからいって、あれもこれもやりたいけれども、まずこれだけはというものが本則に掲げられ、次には当分の間は置かないことでもよい、置かないことができないというものが、第三の段階としては、いつ置くのかわからないけれども、ともかく理想として掲げる。これは行政をやる場合にはこういふような順序が出てこようかと思ひます。したがって、現段階においては、当分の間は置かないことができないというものは、これは理想ではござい

ますが、実現の可能性のあるもの、それが実現された後には次のまた掲げられていないいろいろな職種にも手をつけるということが、私どもが少なくとも法律で国民に約束をする態度としてはよいのではないかと。ですから、そういう前提を離れまして、おまえの理想だけを述べろということではござい

ます。その学校によつていろいろ実情はございまして、先生のおっしゃいますような職種のこと、それがよいこととは言ふまでもないことと思ひます。

○川村清一君 それでは、私はお願いをしたいのですが、世界の先進国といわれておる諸外国の公立の義務教育学校において、こういふ校長、教諭、養護教諭、事務職員というものの以外に、私がいまあげましたたとえば栄養士であるとか、給食の作業員であるとか、あるいは実習助手であるとか、あるいは図書館司書であるとか、用務員であるとか、警備員であるとか、こういう職種のもの

の学校の例を調べて教えてください。私はこの間この問題をお願いしようとしてお願いしていません。この問題です。こういういろいろなやつをひとつ調査してください。

それから、ただいまの局長のお話を承りますれば、理想と現実というものの、少なくとも法律で規定したものは単なる理想ではないのだという。これはまあ政府が責任をもつて実現のために最善の努力をしなければならぬ、またして、こういふ一つの行政実績の上に立つて御答弁をいただいたものと思つております。で、それをその立場で考えてみると、学校教育法に規定されておりますところの養護教諭であるとか、あるいは事務職員などというものの設置の状況あるいは薬剤師の設置の状況、これを考えてみると、これは非常に熱意が足りないといふ私は指摘せざるを得ない。

新しい問題としてひとつここで提示いたしますが、学校図書館司書教諭、これはなぜ一体この中に明示しなかったのか。先般の質問では、学校図書館の問題については軽い気持ちで質問し、文部省のほうもまあ軽い気持ちで答弁されましたので、あのときはそのまま過してしまいましたが、これもきちつと法令によつて定められておるものであります。これの一体現実の姿を考えてみると、どうですか、当然第二条にあげるべき職種ではございせんか。

○政府委員(宮地茂君) 司書教諭でございますが、これは学校図書館法に規定されておりますように、教諭をもつて充てることになっておるわけなんです、したがつてこの標準法は教諭をもつて充てられる職は、その教諭をして教員の定数ではじけばそれにプラスする必要がないわけなんです。それから司書教諭は、専門職種は司書教諭という職種ですが、教諭が充てられる。その教諭は、その教員でございまして、教員として定数がはじかれておる。それにプラスして司書教諭の定員を配当する必要はない。そういうことで二条の中に

は職業教育関係では職業主事なんか学校にも置かれるようになっておりますが、そういうものは教諭が職業主事に補せられるわけではございまして、ここには書く必要がないというものでござい

ます。

○川村清一君 たぶんそういう御答弁をなさると思つて私はお尋ねしておるわけでありまして。しかし、この定数をきめる場合においては、そういうこともよく計算されて定数をきめられておりますか。

○説明員(岩田俊一君) ただいま局長が申し上げましたように、この法律は定数を定める法律でありまして、職種の設置を行なう法律ではないというところでございまして。しかし、その定数を定める際には、どれだけの人間がこれの規模の学校に必要であるかという場合に、学校の事務員その他いろいろ考慮をして定めるべきではないかというところは、この間からいろいろ御質疑のあつたところでございまして。私どももさうに考えておりますが、考え方としては、教諭の定数を

はじく場合には、まず一番主要な任務でありますところのいわゆる授業時間数というものは、やはりこれは一番根本でございまして、これを基礎におきまして、小学校二十六時間、中学校二十四時間の算定基礎をもちまして定数を算定して、時間数にございまして。自余のその他のものも、仕事は、学校には教科担当のほかには校務分掌として行なわれる事務があることは、これは皆さん御承知のとおりでございまして、その中には教員をもつて充てられるところの職業指導主事の仕事もあれば、あるいは司書教諭の仕事もありましょうし、その他いろいろの万般の学校運営に必要な仕事があるわけではございまして、それらはすべて教育公務員としての四十四時間の勤務時間の範囲内において処理されるということが本来のたてまえになつておるわけでありまして、個々の司書教諭に要する時間が何時間、学校の清掃主任のために要する時間が何時間というぐあいにははじいておりませんけれども、おおよそ主要な教科の時間

数をはじいて、自余の時間は校務分掌にのつてここに出した次第であります。

○川村清一君 あなたの御答弁は、学校教育法に規定されておる養護教諭あるいは事務職員というものは、これは教諭以外の職種の中にありますから、法律どおりやっておるかやっておらないかというところは議論の対象としてこれは別にします。しかしながら、いまの学校の司書教諭ですね、これは「司書教諭は、教諭をもつて充てる。」ということばがありますから、したがつて、教諭の中に入つておることは私も承知いたします。しかし、いまのあなたの御答弁では私は納得できない。それはもう事務分掌、職務分掌の中に入つておるのだ。しかも学校図書館法の第三条には、言うまでもなく「学校には、学校図書館を設けなければならない。」と規定されておる。第五条には、その「学校図書館の専門的職務」——専門的職務です、これを「掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」それから第二項で「司書教諭は、教諭をもつて充てる。」これはいいですよ。しかし、その教諭はだれでもが司書教諭になれるわけではない。その二項には、「当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならぬ。」だれでもなれるのじゃないのですよ。いいですか、おわかりですか。しかも第三項には、「前項に規定する司書教諭の講習は、大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。」きちつとなつておるのですよ。だれでもなれないのですよ。学校には図書館を置かなければならない。そうしてその図書館の専門職員が司書教諭である。そうしてその司書教諭はだれでも教諭になれるのではない。司書教諭の講習を受けた者でなければならぬ。その講習は「大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。」と法律に規定されておるのです。あなたの御答弁のよう

なことでは、学校の司書教諭がやれますか、いいかげんな答弁しないでください。もう一度はつきり言つてください。

○説明員(岩田俊一君) 学校図書館法の規定を見ますと、いま先生御指摘のとおりのが書か

れておりまして、司書教諭というものが非常に大
事な職であることはよく承知いたしております。
しかしながら、この大事な職であるから、それを
自余の校務分掌として教科外の時間の中に込めて
扱うということはまたおのずから別の問題、教科
外の時間のほうで処理されているから軽きに扱っ
たということにはならないと思うのです。

○川村清一君　そこで、法律で定められて必ず置
かなければならない、そういう教諭であるなら
ば、その教諭は当然標準定数をきめるときに、そ
れを算定の基礎にしてやらなければいけないので
しょう。算定の基礎にしておるかどうかというこ
とを私はお尋ねしているのです。

○説明員(岩田俊一君)　でございますから、先ほ
ど来申し上げておりますように、教科を主体に考
えておりますけれども、その授業時間数だけが教
職員の勤務時間というわけではない。そういうた
もろもろの業務につきましては、一週四十四時間
の範囲内において適宜割り振られるべき問題であ
るというふうにお答えいたしましたわけでありませ
ん。

○川村清一君　専門職員でしよ、専門的職務
を掌らせる」と、あなたの御答弁では、一般の授
業をやっておる教諭を充てるというふうに受け取
られるのです。そうすると、授業の合間に
やるから、司書教諭というものはその学校に二人
も三人もいなければできないでしよ。あなたは
そういう考えで私に答弁されている。専門的な司
書教諭の仕事がでないでしよ。どうなんですか。
専門的な職務とするならば、司書教諭という
ものは専門の職務として、やはり教諭を一人置か
なければならぬでしよ。置くのがたてまえで
しよ。だから標準定数をきめる場合に、算出の
基礎にしなければならぬのではないかといい
てお尋ねしているのです。だれでもできるの
ですか。あなたの御説でいへば、三人か四人い
なければならぬでしよ。それはどうい
うことなんですか。

○説明員(岩田俊一君)　お答え申し上げます。先
ほど御説明いたしましたように、平均的に小学校
は二十六時間、中学校は二十四時間というふうに
算定いたしておりますが、実態を申し上げま
すと、これは先生も御承知のとおりだと思いま
すけれども、学校の授業担任時間——校務分掌とい
うことは、これは教諭によって区々であると思いま
す。でありますから、定数算定上はそのような
方ですけれども、校務分掌の非常に重たい人は
その担任時間をほかの先生と繰り合わせて分掌
し、ある先生は二十時間、ある先生は二十七、八
時間になる方もたぶんおられると思います。そ
ういう考え方でございますから、司書教諭とい
うような非常に重要な職であればあるほど、そ
ういうような先生方につきましては教科の担任の時間
数のほうは免除し、あるいは学級主任のほうは免
除し——免除ということばは少し悪うございま
すけれども、学級主任ということは行なわせない
で、もっぱらそういう面の校務分掌に重点を置い
て授業配当を行なうということは学校運営の問題
だと思えます。

○川村清一君　学校運営の問題、学校運営の問題
とありますが、私も中学校の校長をやった経験が
あるのです。学校運営をやった経験があるの
です。実際のところ司書教諭なんというものはい
ないので、資格を持った司書教諭なるものは、
それじゃあなたにお尋ねします。司書教諭の講習
というものをいまだのくらくらやって、全国に司書
教諭の講習を受けた資格を持った人がどれくらい
おって、それがどのくらい配置されているのか、
ここはつきりしてください。

○説明員(岩田俊一君)　御説明いたします。まず
養成のほうでございます。司書教諭講習終了者四
十二年十二月一日現在で三万四千八百四十八名で
ございます。発令をしておりますのは小、中、校
あわせまして千五百三十四人でございます。同じ
く四十二年五月一日現在でございます。

○川村清一君　大臣にお尋ねします。法律にはつ
きり規定されておる司書教諭というものが、講習
を受けた者、いわば有資格者、これが三万四千八
百人しかない、発令が千五百三十四人だ、こう

いう実態でございます。そして事務当局の御答弁
では、これはその学校にいる教諭が校務分掌とい
う形でやったらいいじゃないか、あるいは教科外
指導、普通授業以外の勤務として、勤務時間の中
でやたらいいじゃないか、こういうことでござ
います。ところが司書教諭というものは、この間
の質問は私はいささか漫談的で恐縮でございます
けれども、そんなものではなくて、法律にはつ
きり専門的、一つの職務として規定されておるの
です。それで、この資格を持った教諭を養成す
るために文部省は義務づけられておるのです。
それはど学校図書館というのにはやはり重要視され
ているわけですよ。ですから私は学校司書教諭と
いうものはきちっと置くように努力しなければな
らないということを申し上げているわけです。
事務当局の御答弁ではなかなか納得いきません。
それにかかり合っておたものでは次の質問できま
せんので、大臣のほうからひとつ。坂田文部大臣
は私は官僚ではなくて、非常に理想主義者である
と思っております。あなたのそういう理想的立場
からひとつお答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(坂田道太君)　やはり理想と現実とい
うものはかけ離れている。理想ばかりに走りま
す、なかなかほんとうに実りある教育効果とい
うものがあるかないかというわけでございます。しか
しながら私は、司書教諭といいますが、専門的な
知識を持った人が、読書指導その他に当たるとい
うことはきわめて大事なことであります。特に戦後視
聴覚教育が非常に導入されました。本を読むとい
うことが非常に少なくなってきた。したがって、
ものを考えたり思索をしたりということが非常に
欠けております。これは皆さん方御承知のとおりで
ございまして、そういう意味からもむしろここに
力を入れなければならぬ。と同時に、司書教諭
の資格を持った人を充実するということも一つの
方法であるし、同時にまた、図書館といいま
すか、あるいは図書室といいますか、図書を整備
するということも一つの方法かと思っております。
もちろん御指摘のように図書館法がござ

います。でございますけれども、それに対しまし
てなかなか実情をいたしましては不十分であるとい
うことは認めざるを得ない。この点につきまし
て、最近学校図書館法を改正しようというふうな
動きも出ておることは御承知のとおりでござ
います。われわれのほうはいたしまして、これか
らひとつ努力をしなければならぬ一つの課題だ
と思っております。

○川村清一君　初中局長に申し上げますけれど
も、今度の改正で、第九条で事務職員というもの
の数をふやしまして、第二号で三十学級以上の小
学校に一名、二十四学級以上の中学校に一名、図
書館関係の事務職員を置くことにしたということ
は、確かにこれは進歩だと思っております。私に言
わしていただくならば、これをもっと小規模学校に
も事務職員をふやしていただきたいということ
と、これはあくまでも事務職員なんです。これは
教育職員ではない。したがって、いわゆる図書館
指導というものをやる職員ではないわけですよ。図
書館指導をやる職員というものをこの法律どおり
必ず置くように、そうしてその資格を持つ図書館
教諭を養成するために努力してもらいように、
で、今後の問題としては、ぜひこの標準定数をき
める場合に、このものを十分考慮してきめていた
いただきたいということを私は要望しておきたいと思
います。

次に、第三条に入ります。
学級編制の標準の問題でございますけれども、
一昨日の委員会でお尋ねしたところによりまし
と、これは小学校にしても中学校にしてもござ
いますけれども、かりに小学校に例をとりますと、
一学級の児童または生徒の数を何人にすることが
一番教育効果があるのか、これは科学的には明
かではない。五十人では多いような気もする、
しかれば四十人がいいのか、三十人がいいのか、
そこら辺の確にわからない。教育的には確たる
効果が何人にすることによってあるかとい
うようなことは不明だけれども、最高限度を四十五
人にすることが妥当だと、こういうまあ、要約す

と御答弁でございました。

それから二つの学年の児童で編制する学級、これを二十二人にしている。これはどういふわけかというところをお尋ねしたら、単式は四十五人だから、二つの学級を受け持つんだから、その四十五人に二分の一をかければ二・五になるけれども、五を切り捨てて二十二人にしたと、こういう御答弁。それから三つの学年の児童で編制する学級、十五人というのは、これは何を根拠にしてきめたかというところ、単式は一学級四十五人だから、これは三つの学級だから、一人の先生が三学年を教えるのだから、それに三分の一をかけて十五人で編制をしたと、これではあまりにも機械的なんです。形式的なんです。こんな一休算術計算で教育の問題が考えられると思うならば、私はまことに情けないと思うのです。まことに非科学的、非合理的、何となくやっただけのことです。一体こんなことでいいんですか。学級編制の標準というものは、あくまでも教育効果という観点から考慮されなければならぬと私は思うのであります。現在教育科学もずいぶん進歩しております。理論的にも、実証的にも深く研究されておるわけでありまして。相当のデータが出ておるはずなんです。一体この国立教育研究所、こういうようなところではこういうことを研究しておらないのですか。あるいはまた国立の教育大学の付属小学校なんていうのがありますね、こういうようなところではこういうことは実証的に研究されておらないのですか。これはまあ自然科学とは違いますが、そういうふうにはつきりしたものは出ないといいたしても、ある程度理論的に、実証的にやはり国民に納得される理論的な根拠をもってこの四十五人にしたのだと、二十二人にしたのだと、十五人にしたのだというものでなければこれはおかしいですよ。教育の全くしろうとが考えられて、一学級は四十五人だと、まあそこで一年生と二年生と二学級教えるにはその半分がいいんだと、だから二十二人でいいんだ。一年生と二年生と三年生を教えるときは、一学級は四十五人

から、それは十五人でいいんだと、こんなことではこれはもうしろうとでさへおかしいと思えますよ。それは一体文部当局はおかしいと思いませんか。そんな算術計算でこれをするのは単純なやり方で、もう少し納得させるような根拠を持った御説明を願わないとこれはおかしいですね。

○政府委員(宮地茂君) 前回私が御質問に応じましてお答えいたしました大体のことをおっしゃっての重ねての御質問でございますが、私も前置きして申しましたように、きわめて科学的というものでございまして、しかしながら、しいてその理由とおっしゃれば、一応このように考えましたということでも申し上げました。

それから先ほどの教育研究所なりその他でやっているいかと、実は私も予算要求を出します場合には、できる限りそういう基礎調査をもとにして要求すべきである。大蔵省を納得させるためにも有力な材料が、そういう基礎的なしつかりしたデータであるということ、この問題に限らず、常日ごろ考えておるわけです。そういうことで、この問題につきましても、いろいろデータをさがしました。ところが一学級四十五人がよいかどうかといったような点で、これはいつか大臣もお答えされたと思いますが、私も答えましたが、はつきりした数字というものが学問的には、教育研究所やその他の二、三の大学でも、何人も納得させるような学問的な結果は出ておりません。それから複式学級につきましても、そういう意味での資料が今日まで出ておりません。

それから、私直接そのとき担当しておりますが、諸外国の事情等も調査したようですが、諸外国の調査も出ていないようでございます。そういったようなことで、あまり科学的にこういう理由でこういたしましたというほどのものではございませんが、どうしてもこの数字の根拠は何だというお尋ねでございましたので、一応このように考えましたということを申し上げましたが、なお先生の御要望で、標準法改正の五カ年計画の当初要求の数字もけさはど提出いたしておりますが、

その辺これはやはり財政上の問題もございまして、たとえば小学校の二複二十五人を二十二人にする。はたして二十人なのがいいのか、二十二人という端数がいいのか。これは私どもは二十人であらうという考えもございましたが、まあいろんな関係で二十二という数字に落ちついたというところでございまして、正直に申し上げまして、この点を科学的に、合理的に何人も納得できるような説明をせよというお尋ねでございまして、まことに申しわけございませんが、できません。ただ、気持ちといたしましては、私どもは複式学級を、少なくとも三学年複式までは解消したい。しかし、三学年複式は解消でなくて改善になったわけですが、そういうような観点から、科学的に、合理的に御説明ができませんので、できる限りの複式の教育の困難性から現在の数字を減らしていきたいという気持ちをもちまして、今回のようなことになりました点は御了承いただきたいと思っております。

○川村清一君 現行法よりは前進しておることは認めた上に立つて、その点においては御当局の努力というものはまあ買っているわけなんです。しかしながら、私どもはもっとよい教育を求めますから、決してあなたの方のあげ足を取るために言っているのではないということだけは御了承いただきたいと思う。

そこで、もちろん自然科学と違いますから、何人も納得できるような、そういう科学的な、合理的なものとはなかなか出てこないと思うのです。しかしながら、これは実践家はいろいろと研究しているわけですよ。また、研究学校では特に研究しているはずなんです。だから、教育学者もこれは学問的に教育学的な見地から、あるいは心理学的な見地から、あるいは教師のいろんな労働の問題にしても、現在は労働医学、労働科学なんというものもずいぶん進歩しておりますし、精神科学、医学といったようなものも進歩しておりますし、

こういう点から総合的にだんだん研究を進めていくならば、何人ぐらいが教育効果をあげるためには妥当な数であるというところが出てくるはずなんです。どんぴしゃり何名というところは出ないけれども、何名ぐらいと……。しかし、そういうものを一応根拠にしてやってみて、そうして財政的な見地からできなかったんだというなら、これはだれしもわかるわけなんです。ところが、これはまあ私にここでその聞かれたから答えたんだといわれますけれども、一学級四十五人だと、二学級ではその半分だと、三学級ではその三分の一では、これはあまりにも非合理的であると、私はそう考えて申し上げておる。で、教育の問題でございまして、ただ、子供に教師が教えれば事足りるというものでなくして、その教育の方法として、やはり個別指導の面もあるわけでありまして、したがって、この数が少なければそれに越したことはないということでもないのではありません。確かに集団的な指導によつて人間を陶冶していくわけでありまして、したがって、数というものは、当然ある数が必要であるというところは、私はそれはわかっております。ただ、教育の目的は、どうすれば、その対象は一人一人の子供なんです。全体ではなくて一人一人の子供なんです。その一人一人の子供の持つ無限の可能性というものを遺憾なく引き伸ばしてやるのが、教育なんです。その一人一人の子供というものは、先天的に、あるいは後天的にいろいろな条件なり環境というものが違つて育つてきておる。その上に立つてその子供はそれぞれ特性を持ち個性を持っておる。その特性なり個性というものを十分に伸ばしてやること、引き出してやること、それが教育の仕事なんです。そのために個別指導があり集団指導がある。そのためには、その指導の任に当たる教師の能力であるとか、それを発揮できる力の限界、そういうものもろもろの面からこれを考え、安全な措置をすることによつて最も効果的な教育というものができていくものである。私はかように考えておるわけ

あります。少なくとも、われわれ社会党が提案したところのものを考へ方には、われわれは当てずっぽうには出しておかないはずであります。多くの教育科学者の意見も聞きまして、あるいは教育実践を通じて研究を積み上げておる全国の教師集団のその研究成果というものを十分くみとって、それを基礎にして一学級の児童生徒数というのとは何名ぐらいが一番いいのか、そして行き届いた教育ができるのか、こういう判断から一学級の最高限度数を四十人、こういうふうに、もちろん、諸外国の例をも参考にしておるということとはつけ加えておきます。それから二つの学年の児童で編制する学級については十五人、それから三つの学年の児童で編制する学級は、これは教育効果をあげることは困難である、こういう意味でこれを解消する、こういう基本的な立場をとっておるわけでありまして、先ほども鈴木委員も申しとおりましたが、鈴木委員は、複式学級の教育効果というものを高く評価されております。私も、ある意味においては高く評価しております。しかしながら、これは二つの学年によって編制するところの複式学級であつて、三つの学年で編制する複式学級ということになれば、これはなかなか容易でないです。私もその経験がある。その経験の上に立つて申し上げておるのですが、これは容易ではないです。むしろ、これは解消したほうがいいのである。それから二つの学年で編制する場合においても、新しく小学校に入ってくる一年生の場合においては、これは、もちろんいい意味もありますけれども、その児童の発達段階あるいは現在の幼稚園教育の普及状況、その子供の精神的、身体的条件、こういうようなものを考慮いたしまして、あまりに、この二十二人とか十何人とかいう数字の中に入れることはやはり困難である。もしも新入一年生が七人以上の場合は、これは複式をやめて一学級として編制すべきである、こういう立場をわれわれはとつておるわけでありまして。文部大臣は、冒頭私の質問に、社会党案はけっこうな案だと、大かたにおいては賛成したと、しかし

ながら、大かたですから若干まだ反対のところがあります。このところはどうか、賛成の部類ですか反対の部類ですか。

この標準法をやりますと大体この四十数名のところを大部分ということに私はなると思うのであります。その意味においてはやはり相当の改正であるし教育的なやり方だと私は考えるのであります。

ランスを考慮いたしましたして特殊学級のほうも二人まで引き下げようというようにしたいと思つたわけでございます。

○国務大臣(坂田道太君) 全然科学的でないとかじゃなくて、やっぱり私たちのほうでもこの問題は大事な問題として考へておるわけなんです、先ほどお話にございましたように、国立研究所、三十二年では、いつも申し上げましたように、平均的な知能の生徒、平均的な教師の負担のわけですが、平均的な成績をあげるためには一学級の生徒数が四十四人程度が適当である、これ以下は望ましくないが二十人以上は望ましくない。これは広島大学の四十人以上のクラスが有利であるという理由も見出せないが、さらに実験的な研究を必要とする。それからまあ東大とか、あるいは九大とか阪大とかでやつております。ですが、これも五十人とか六十人という大規模はよくない。やはり三十人とか四十人、五十人以下の学級が望ましい、こういうふうにいふておられます。それから日教組の調査によりまして、これはアンケート調査でございますけれども、三十五人を中心として三十人から四十人が適切な指導を行ない得るものである、五十人を可とするものはあまり見られないが、四十五人を可とする回答も相当あるというわけでございます。それから外国の例ではお手元に資料を差し上げたような状況で、小学校は、これはアメリカは州によつて違いますからちよつとわかりませんが、イギリス、フランスが四十人、西ドイツは少し、四十人から五十三名、日本がいま四十五人でございますが、しかし平均いたしますと教員一人当たり児童生徒数はアメリカが二十六人、イギリスが三十人、フランスが二十五人、西ドイツが三十五人、日本が二十七人ということになります。日本は御承知のように非常に僻地が多いし小規模学校が多いし、平均しますとそういうことになるというのであります。しかし分布的に申しますとやはり四十五人以下というものが、あるいは四十名から四十五名の間、それから三十名から四十名の間に大体集中しておるので、今度のような

それから、いまの複式学級の問題につきましては、けさほど大蔵省はあつたこと、財政上としとして五個学級と四個学級の解消にとどまつたわけでございますが、文部省の意思として、やはり三個学級編制も解消するという気持ちがあるわけでございますが、まあ社会党さんの法案というものがその点については私も同意であります。

また幼稚園について七人云々というその根拠はなぜ七人なのか、十人ではいかぬのかというようなことは、私はまだわからないのであります。よくお話を聞かなければわからない、科学的根拠もわかりません。

○川村清一君 たいだいま御説明がございましたように、相当御配慮されました、その三項には、公立の特殊教育諸学校の小学部または中学部の一学級の児童または生徒の数の標準は八人、さらに、文部大臣が定める心身の故障二つ以上を合わせ有する児童または生徒で学級を編制する場合にあっては五人を標準とする、こういうふうになつて、この点では非常に進歩してゐるわけです。そこで、この三項と二項の特殊学級に差をつけたのはどういうわけですか。私は、せっかく三項で八人とした以上は、この二項も八人にしてよかつたのではないか。もしも八人がまあ財政上の事情やなんかで無理であるとするならば、少なくとも十人程度にすべきではないのか。十三人とすることは、その学級に収容しておる児童、生徒のいろいろな悪条件——これは障害児ですから、それから能力、こういう点から考へて無理ではないだろうか。もう少し進んで、それだけこちらの三項でこういうあたたかい気を使つたなら、このところも、十三人というのとはこれは無理ではないか、少なくとも十人程度、できれば同じ八人にすべきである、こう思うんですが、御見解を承りたい。

○説明員(岩田俊一君) まあ基本的には仰せのとおり、できるだけ、もう少しこの特殊教育諸学校の生徒という、まあ心身の障害のある恵まれない子供たちの教育のことですから、手厚くさらに進めたいというところは、これは御趣旨のとおりわれわれも感じておるわけでございますけれども、具体的な法律の措置の問題となりますと、やはりこのバランスの問題等を考慮いたさなければならぬわけでございます。と申しますのは、従来からすでに特殊教育のこの特殊学級は十五人、一般の盲学校、ろう学校等は十人という差がありました。この差につきましては、一体どういふことで差がついておるだろうかということにつきまして、いろいろ議論のあるところだと思つたわけ

○説明員(岩田俊一君) この十三人という特殊学級の基準も、厳密に科学的、教育的な根拠は何かといわれれば、その点は非常に弱いわけでございますが、要するに、やはり基本的には学級編制の数を漸次引き下げていきたい、もう少し少くしたいという気持ちがあることにはございまして、しかばどの程度まで下ぐべきかということになつてくるわけでございますが、一応これは機械的なめどをいたしましては、同じこの心身障害児、児童、生徒を収容いたしますところの盲学校、ろう学校、養護学校の学級編制の標準のほうをこれは二人引き下げております。ですから、それとのバ

○川村清一君 たいだいま御説明がございましたように、相当御配慮されました、その三項には、公立の特殊教育諸学校の小学部または中学部の一学級の児童または生徒の数の標準は八人、さらに、文部大臣が定める心身の故障二つ以上を合わせ有する児童または生徒で学級を編制する場合にあっては五人を標準とする、こういうふうになつて、この点では非常に進歩してゐるわけです。そこで、この三項と二項の特殊学級に差をつけたのはどういうわけですか。私は、せっかく三項で八人とした以上は、この二項も八人にしてよかつたのではないか。もしも八人がまあ財政上の事情やなんかで無理であるとするならば、少なくとも十人程度にすべきではないのか。十三人とすることは、その学級に収容しておる児童、生徒のいろいろな悪条件——これは障害児ですから、それから能力、こういう点から考へて無理ではないだろうか。もう少し進んで、それだけこちらの三項でこういうあたたかい気を使つたなら、このところも、十三人というのとはこれは無理ではないか、少なくとも十人程度、できれば同じ八人にすべきである、こう思うんですが、御見解を承りたい。

○説明員(岩田俊一君) まあ基本的には仰せのとおり、できるだけ、もう少しこの特殊教育諸学校の生徒という、まあ心身の障害のある恵まれない子供たちの教育のことですから、手厚くさらに進めたいというところは、これは御趣旨のとおりわれわれも感じておるわけでございますけれども、具体的な法律の措置の問題となりますと、やはりこのバランスの問題等を考慮いたさなければならぬわけでございます。と申しますのは、従来からすでに特殊教育のこの特殊学級は十五人、一般の盲学校、ろう学校等は十人という差がありました。この差につきましては、一体どういふことで差がついておるだろうかということにつきまして、いろいろ議論のあるところだと思つたわけ

ども、一応考えられますことは、この特殊教育のいわゆる学校、盲学校、ろう学校のほうに収容されまうところの心身障害児の状態は、特殊学級の場合よりも比較的軽い程度の方が多いんじゃないかな、本来非常に重い程度の方であれば特殊学校のほうへ収容するのが本来のたてまえだと思ふんです。しかしながら、まあ学校の配置の状況等のこともありまして、相当程度の者を特殊学級に収容するというような一般的な配慮があつたんではなからうかと考えられます。そういう意味におきまして、もちろん同じようにすることは望ましいことではございますけれども、具体的な措置として取り扱いが従来からも差があるし、やはりその差の前提におきまして改善をはかつていくとするならば、特殊教育諸学校のほうが二名減少したんだから、こちらのほうも二名と、いわば機械的なことは申せましようけれども、そういうような考え方をとつたわけではございません。

○川村清一君 まあ特殊教育教育についてはあとでまたやりますが、私は私どもの考え方ははっきり述べておきます。当然三項と同じような措置をすべきである。しかしながら、いま言われたようなそういうものが従来あるとするならば、それでもあまり差があり過ぎるのではないかと、もっとやっぱり進めて、たとえば現行法十五人であつたのだから機械的に二人縮めて十三人にしたのだと、それから第三項のほうは従来十人であつたのだ、だからこれを八人にしたのだと、片っ方二人縮めたからこちら二人縮めたのだ、バランスをとつたのだと、こういうものの考え方は先ほど私がいろいろ議論したことと同じ、そういう根拠に立つてこれはいかぬと私は批判をしておきます。

次に、小学校の専科教員に対してはどのような考え方を持っておられますか。どのような教科について専科教員を考へておられるか。それからその学年、その専科教員は何年生からどういう専科教員を考へておられるか。それからその学校の規模です、学級数、あるいは教員数、こういうものとの関係の上に立つて小学校専科教員に対する考へ

方をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(岩田俊一君) その小学校の専科教員の問題につきましては、いろいろ教育的にもなお議論のあるところだと思ひます。と申しますのは、小学校は一応たてまえていたしまして、全科担任のたてまえになっておるわけではございます。これは御承知のとおりでございます。免許状もさうようになっておるわけではございません。というところはございまして、しかしながらやはり小学校といへども四年あるいは五、六年というよりな高学年になりますと、教科内容等につきましても非常に程度が高くなるというやうなことも等々あります。関係で、それとまた学校運営の関係から専科教員といふものの配置を考慮したほうがいいのではないかと、要するに希望が従来からあつたわけではございません。従来の定数の算定におきましても全然ないかといふところあるわけではございまして、担任外の教員に若干のもののゆとりを設けてあつた。今回はそれの改善を若干はかつていったといふことでございまして。まあ専科教員の配置の状況は、現行法のたてまえの上におきましても、相当交換授業等で自分の得意な学科その他を、一方のほうで薄めて一方のほうでまたかわりをするといふやうなことで行なわれている実例も相当多いと考へております。しかしながら、それをさらに容易にするために、特に小規模学校等において若干の担任外教員の加算を行なつたわけではございまして、考へ方としてはそういうやうな考へ方ではございまして、大体高学年の四年ないし五、六年学年のところで、その教科をいたしましては、主として音楽とか保健体育、あるいは図工といったやうなことが専科の教員がそこに充てられるといふことが多いのではないかと、いふことを想定しております。あるいはまた家庭科もそうであるかも知れません。まあこのうち家庭科につきましては、女子教員が比較的多い小学校におきましては、比較的に家庭科の得意な先生も多いものと想定されますので、男子教員と女子教員の協力的な交換授業でもちまして、相当弾力的な運

営が行なわれているものと私は考へております。そういうやうな関係で数のほうを申し上げますと、考へ方といたしましてはまずこの十二学級のところで教科担任外が三名取れることを想定いたしておきます。全体で十五名、十二学級ですから三人の担任外教員を設けるといふふうに考へ方としてはとつております。

○川村清一君 そうしますと、専科教員というのは小学校においては、十二学級以上に置くこと、こういうことですか。専任ですか、私の聞いているのは、専任の専科教員のことですか。

○説明員(岩田俊一君) ちょっといま失礼いたしました。十二学級のところで三名と申し上げましたが、これは校長を含んでおりますから、二名でございまして。

それで、十二学級以上かという御質疑でございますけれども、十二学級以上ということは必ずしも考へていないわけでありまして、それより小さな学校でも学級担任外が一人ない二人あるわけではございまして、学級規模に応じて、上になるほど厚くこの数が通増し、下になるほど通減するといふやうな関係になっております。

○川村清一君 そのところをもう少し詳しく、十二学級以上はわかりましたから、十一学級以下、たとえば六学級の学校では専科教員は、専任の専科教員は置けませんか。

○説明員(岩田俊一君) かように考へております。六学級のところは、体育、図工、音楽のうち一教科を専任とするといふことを想定いたしております。十二学級のところでは、体育、図工、音楽のうち二教科、十八学級以上におきましては、体育、図工、音楽、理科のうち三教科を専任で持つことができるようになっておる。二十四学級におきましては、四教科のうち三教科を専任にし、一教科は兼務になるというふうに考へております。以下同じでございます。

○川村清一君 そうすると、六学級の学校には一名専任の専科教員を置ける、こういう考へ方で教員定数については算出されておるわけですね。

○説明員(岩田俊一君) 仰せのとおりでございます。す。

○川村清一君 第七号二でございまして、それとそこに教職員定数の標準を定める数字がずつと出ているわけではございませぬ。そうすると、かりに六学級といふのは、この学級数に一・一七を掛けますから、これは七・〇二、この七・〇二といふのは、一未満は切り上げるといふんですが、この七・〇二といふのは、これは七になるのですか、八になるのですか、どうですか。

○説明員(岩田俊一君) この点は、これは定数算定の表現の技術上の問題でございますが、この間来申し上げておりますように、そもそもこの定数法というのは、県全体の定数を定めるものではないといふことがまず大前提であります。しかしながら、県全体を定めるにつぎまして、一応学校の規模に應ずるところの教員配置を想定しなければならぬから、その基礎としましてその表にございまして、したがって六学級の場合、一・一七に学級数を乗じますと端数が出ます。しかし個々の学校のところの端数といふのは、県全体の規模のところの寄せ集めから、その端数の積み上げの分は、一未満が出た場合には一に切り上げるということになるわけで、それらは県の配置によりまして若干の違ひが出てくるわけではございます。

○川村清一君 そういふことを私承知してお尋ねしているわけではございますが、そこでそういう数字から追つていきますと、六学級の場合は、これは教員の数はおそろく七人だと、しかし、六学級以上は校長一名配置されますから、校長は別だから教員は七人、そうすると学級担任が六人、一名余る。この一名は専科教員、こういうことになるわけですね、そういう計算ですね。それから十二学級の場合はこれは一四・〇四、このところは十四人、校長は別、そうしますと学級担任十二人、余りが二人、余った二人は専科教員、こ

いう計算でございますね。わかりました。これです。またいろいろ質問すると、御答弁なさることが予想されるのでございますけれども、さつき鈴木委員もる質問されておりましたが、一教員の週間あたりの担当時間数というのは、これはあなたの方で説明されたのを見ますという、教科時間二十四時間、道徳及び特別教育活動ですか、課外活動ですか、こういうものに二時間、合計二十六時間、それから教員の週間の勤務時間は四十六時間、この四十六時間のうち授業時間が二十六時間、差し引いた時間でもってあらゆるものを全部やれ、あらゆるものというものはどういふことかという、あした授業をする立案、準備、さあ授業をやります、やったあとの評価、それから授業外の関連の教科活動、あるいは課外活動、それからその子供の成長に関して父兄に対する報告、連絡、またこれはPTA関係の事務、教科関係の事務、あるいは給食関係の事務、こういうような一切の仕事の中でやれ、こういうことなんですね。しかもこれはできるという計算を立てられて、この定数をきめられているわけですね。

○説明員(岩田俊一君) たてまえをいたしまして一週四十四時間の勤務時間の範囲内でできるだけのことをやる、こういうことがたてまえでございます。

○川村清一君 と申しますことは、要するにこれは文部大臣にお尋ねいたしますが、できるという、この時間内でできることを教師はやっておればよいということでございますね、結論的に申せば。

○国務大臣(坂田道太君) 与えられた時間内でできるだけ効率的にやっていただきたいということでございます。

○川村清一君 いや、非常に大事なことになるんですよ、笑ってお答えになっていきますが、非常に大事なことになるんですよ。教育という仕事はここが始まりでここが終わりかわからないようなさういふ仕事でもある。子供一人々々の、子供の持つ特性というものを、無限の可能性というものを余すこと

ろなく引き伸ばしてやるための仕事なんです。しかしながら、それを指導する教師といえども人間なんだ、これは限度がある、能力の限度がある、力の限界がある、それでこれを全部やれ、それでできないものはやらなくてもいい、それで教育の効果をあげろとあなただ方は全国の先生方に激励されているわけですね。時間内にできるだけやればいいわけだ、こういうことで何か問題が起こればいい教師の責任、教師の責任、しほには教員組合が悪いから、日教組が悪いから、こういうことに議論を發展させているのはこれはどういふわけですか。

もう一点お聞きしておきますが、昭和四十一年文部省の調査によれば小学校においては二時間三十分、中学校においては三時間五十分の超過勤務がある、こういうふうな調査をされておりますが、この時間というものの関連はどうなんですか。この超過勤務というものを解消するため、今回の定数の標準をきめるときに、そういうことを考慮、配慮されて出されておるのか、この点をひとつ明らかにしてもらいたい。

○政府委員(宮地茂君) 学校の先生に限りませず、いろいろな職種があらうかと思いますが、とりわけ学校の先生のなさいます教育の仕事、これは授業時間というものは二十四時間とか六時間とか言えませんが、それに必要ないいろいろな事前の研究といったようなものは、これはもう測定できないと思います。個人的にも非常に良心的な人は夜を徹してまでその授業のためにやる人もおられますし、そこまではできないからというので夜十時ぐらいでおさめてあすに備える人もおられますし、でございまして、それでよいのだとかいふことはなかなかおかしゅうございまして、少なくとも私どもも標準法をつくり出す場合には十分御満足はいかないかもしれませんが、勤務時間四十四時間でありまして、そのうち授業時間が二十四時間ない二十六時間だということ、あとの十八時間、二十時間ですその他をやってもらいたい。いわば義務

的な時間はそれだけであるということを押さえておるわけでございます。したがって、これでもうそれだけ働けばよいので、あとは働かなくてもよいと言っておるのではございせんが、国としてこの標準法は、教師の義務なり責任としてはそこまではやってもらわなければいけない、だから、それ以上はもうしなくてもよろしいです、どうぞかかってにしないというふうな気持ちではございません。それ以上はしないという考え方をいたしております。

それからもう一点、先ほどおっしゃいましたわゆる超過勤務に値するその調査の時間が何時間というふうなお話もございましたが、一応この標準法を考へます場合に、そういうことも念頭におきますが、だからと言って、その超過勤務までを絶対にやってほしいということを期待すれば、勤務時間四十四時間以上をせざるを得ませんので、そういうことも頭に置いておられますけれども、四十四時間というものが義務である。それ以上先生がやらなければいかぬと良心的にお考えになられる方はありまじやうけれども、それは法律的にはそこまで義務付けはしない、責任は問わない、まああまり要領は得ませんけれども、そういうった考え方でこれを考えた次第でございます。

○川村清一君 文部省は学校の教育効果をあげていただくために、あけるために、先生方にも十分あしたの授業の準備をしていただきたいのではありません。それから授業も当然しっかりやってもらいたいのでしよう。それからその授業をやったあとの評価なり始末というものもしっかりやってもらいたいのでしよう。それから教科外のいろいろなこと、かな指導もあるわけでしょう。そういう面もほんとうに十分やっていただきたいのでしよう。それから教育ですから、父兄と一体になってやらなければ教育効果はあがらないから、父兄とも十分連絡をとり、密にしていって、こういうこともやっていたらいい、そうして教育効果をあげてもらわなければならないのでしよう。そのためにまさか夜寝ないでやれんというふうなことは、こ

れは言えるものでもないし、そんなことをまさか考へていらつしやらないでしよう。だとすれば、教育効果をあげるためには、このために一体行政的にはどういふ処置をすべきか、行政的にはどういふ処置をすべきか。そのためには教師の仕事は生徒と密着する、児童と密着する、そういう教育活動に全力をあげるべきなんだ。それを大した関係のないPTAの会費を集めたり、その事務的な仕事をしたり、それから給食関係の金集めをやったり、事務的な仕事をしたり、そういうようなことを、これも校務だからやれ、あれも校務だからやれと言って、そういう末梢的な仕事を教師に求めるのではなくて、教師には教師本来の仕事に全精力を傾けてやっていただくような、そういう教育環境をつくってやるのが文部行政の私は仕事ではないかと思うのです。だとすれば、教師の本来の仕事から離れた別な仕事をするのはこれは別な仕事、これも大事な仕事なんです。学校の運営のために大事な仕事なんです。この大事な仕事はまたそれを専門にやっていただく人を必ず学校に置くというふうな処置をすべきではないんですか。こういう考え方を基礎として標準定数というものを算出すべきではないか。ただ、あまりにも機械的に二十六時間、勤務時間を四十四時間、そうすると四十四時間から二十六時間を引くと一十八時間、勤務時間全部やおればいいじゃないか、この一十八時間を全部やっておればいいじゃないか、こういうことを言われると、片方のほうはよしこれだけやったらいいんだということになってしまふわけですね。それで教育の効果というものはあがらぬではないか。しかし、これも一ぺんにやれと言ったってそれはなかなか困難かもしれぬ。しかし、ほんとうに熱意があるならばそれに近づけるために努力をすべきでないか。ところが現在の学校の教師の仕事を考えてもらいます。これはもう鈴木委員もいろいろ言われておりましたが、校長がその部落のいろいろな公的な何か仕事を引き受けてくるといふと、校長は校長室にいはってただけであって、ほんとうの仕事は全

部、学校に何ら関係のない仕事まで先生方がやらなければならぬことになっておる。したがって、そういう雑務から離して本来の仕事に集中させるというような環境をつくるために行政を進めなければならぬと思う。そういうことを基礎にしてこの標準定数というものをきめなければならぬと私は思う。それがなっておらない。

そこでお尋ねしますが、一学級の学校、乗する数が二・〇〇〇。二学級から四学級までの学校、乗する数が一・五〇〇。五学級の学校、乗する数が一・四〇〇。六学級から十八学級までの学校、乗する数が一・一七〇。この「乗する数」というものは一体何を根拠にして出てきたのか。

○説明員(岩田俊一君) 先般申し上げましたように、学級規模に応じて教員数を配置をするということをお考えの通りでございます。そこで、その学級規模に際するところの教科担当のために必要な授業時間数というものを基礎にしまして、それ以外に学級担任外というものを何名とれるかというところをまず前提として、その数字をまず土台とおきました。たとえば十八学級のところで、全体の職員が二十二名算定されるわけでございますけれども、まず二十二名という数字を押えまして、それを、これは一つの表現上の技術でございますから逆算いたしましてこの比率が出てきておる、簡単に申し上げればそういうことでございます。

○川村清一君 簡単に申し上げれば逆算によって出てきた数字であるという場合に、何ら教育的な立場に立つて出した数字でないということが明らかにされておる。まあ何人ふやすと。ふやすということは教育的な立場でここで一名ふやしたい、ここで二名ふやしたいと、しかし、一名ふやす、二名ふやすといったところで、ほんとうの全体の教育から考えていって、この人たちが、この人たちはこの時間はこれはやれる。そういう中から一名なり二名、あるいは三名という数字を出してきたのではなく、ここで一名ふやす、ここで一名ふやすと、そうするということ、これをふやすために、

学級数に何を掛ければこうなってくるか。いわゆる係数が先に出てきたのではないでしよう。そうでないですか。そういうことなんですか。どうですか。

○説明員(岩田俊一君) 少し違ふと思うんでございます。と申しますのは、何もその点から、まず十八学級のところを二十二というのを根拠なしに単純にきめて、それを前提として逆算したわけではございません。まず十八学級のところに学級指導要領の授業時間数を照らして、何教科当たり何時間の授業時間数があるというのを押えたわけでございます。そういうことで一応教科、特活等を含めまして、この教育的な、きめられた授業時間数を押えまして一応の所要人員をはき出す。そのほかに、担任外教員配置を考えてプラスして総数を出す。表現の技術の問題でありますから逆算をした、こういうことを申し上げたわけでございます。

○川村清一君 それを議論しておつては時間がかりますからやめましょ。この次に同僚議員にこの点やっていたらまじょ。この点は残しておきます。

それでは僻地教育の問題について少しお伺いしたいと思ひます。七条四号で僻地教育のことを考へまして、常時寄宿舎を置く小学校及び中学校においては、一名の教員がふえることになりまして、これは含監という意味でございますか。

○説明員(岩田俊一君) これは通年制の寄宿舎を置く学校につきましては、寄宿舎のない学校に比べまして、それなりの勤務量の増加があるだらう。相当そのために先生が手をさかなくならぬ時間数があるであらうという考え方があつたわけでございます。そのために、やはり一般並みの定員配置をしておつたのでは、寄宿舎のないところとの均衡の問題も生ずるという配慮のもとに、この定数算定上一名を加算するという考え方でございまして、これは何も専任の含監をその分だけ一人見たというわけではございません。と申しますのは、この寄宿舎の設置されておるところの中学

校は、学校運営上いろいろな運営のしかたがあると思ひます。二人の先生で交代に見ているところもあるれば、あるいは数人の先生で交代に、週のうち何人かで分担して見るというところもあると思ひます。しかし、それにしましても、それだけの仕事量はあるわけでございますから、それだけの定数を見た、専任の含監をここに設置をするという意味では決してない。

○川村清一君 そうすると、通年制の寄宿舎でございまして、生徒が寝泊まりしておるわけでございますので、必ず一名の先生は子供と一緒に寝泊まりする。こういうことになりましょ。

○説明員(岩田俊一君) 寝泊まりするかどうかということは別段規定は、それぞれの学校、教育委員会が定めることでございますから、いろいろ態様があるかと思ひますけれども、大体は寝泊まりするということとは前提として考えていいかと思ひます。

○川村清一君 大体、寄宿舎を設置しているような小、中学校の学校の規模は、平均してどのくらいの学校でございませうか。

○説明員(岩田俊一君) いまにわかなお尋ねで、それに対する的確な数字を手元に持ち合わせておりませんが、大体、中程度以上の学校が多いものと考えられます。

○川村清一君 私も学校によっていろいろことが起ころと思ひますから、あまり小さな学校ではないと思ひますね。小学校はあまり寄宿舎を置いている学校はないようでございます。しかし、併置している学校もありますからね。中学校でひとつ例をとつて、まあ十二学級の学校とすると、先生の数は何人になりますか。そして一名加算をして何人になりますか。これは僻地でないんですから、僻地加算がないわけですね。そうすると十二学級の学校でこの一・五三を掛けて定数が何名。校長一名加算ありますが、そしてこの四号によつて加算が一名ということになると、総数何名ということになりますか。

○説明員(岩田俊一君) 一九・三六というような

数になります。

○川村清一君 そんな多くなりますか。

○説明員(岩田俊一君) 中学校でございませうか。

○川村清一君 中学校。

○説明員(岩田俊一君) 先ほど申し上げましたように、校長以下一九・三六になります。

○川村清一君 そうすると十九人になりますね。十九人のうち現在ですと最低三分の一は女子教員だと思ひますね。六人くらいは女子教員おられます。そのくらいは学校ですと。そうしますと大体校長を抜かして十人か十一人くらいですね。その先生方が交代で毎日寝泊まりをするということになれば、これは相当な労働過重ではないですか。その宿舎手当といひますか、含監手当といひますか、何といひのかわかりませんが、そういう手当の補助は文部省出しているんですか、市町村に対して。

○説明員(岩田俊一君) そういう先生方の寝泊まりされる分については、宿日直手当の対象といたしまして処理しておるということでございます。

○川村清一君 宿日直手当が幾らか私もよくわかりませんが、それじゃちよつとおかしいじやないですか。ただ宿日直手当というのは一般の宿日直手当でございませうか、それは。

○説明員(岩田俊一君) さようでございませう。

○川村清一君 そういふ生徒とともに寝泊まりするのですから、それは子供の寝ている時間だつてやはり気を使つていなければならぬ。起きている間は食事から全部これは教育の時間ですね。それを単に宿日直手当といったような考え方でいいんですか、そこは。

○説明員(岩田俊一君) 二面に分けてお答えいたします。

その一つは、この寄宿舎の管理事務は、昼間授業をして、またそれが済んでからも、寄宿舎の子供の世話、めんどろを見るということとは、これは相当たいへんな仕事であらうと私も思ひます。そういうわけで今度その事務に着目いたしまして、一名加えたのでございませうけれども、先ほど来申

し上げましたように、この寄宿舎の事務について分担する制度はいろいろ運用されておられると思えますけれども、その仕事は重ければ重いなりに、これも一般校務の一部といたしまして、他の先生方との仕事の振り合いにおきまして運営が行なわれているものと考えます。そこでその負担の重さの均分をはかるということは、当然学校内部で校長が配慮すべきことでございまして、行なわれたいと思っております。

なお、その次の問題といたしまして、宿日直手当だけではちよつと性格として軽きに過ぎるではないかというお尋ねでございすけれども、私も、これはいま事務的でございすからにはつきりしたお約束を申し上げるわけにはまいりませんけれども、やはりその面についても特定の配慮をすべきではなからうかというところを感じております。単なる宿日直手当ではなくて、そういうことでいま検討いたしておるところでございす。

○川村清一君 次に、へき地教育振興法の第三条第五項及び第六條、それからへき地教育振興法施行令の第四條、こういう規定によつて、学校統合などされ、あるいはまた統合されなくても僻地の学校に對しましては、児童、生徒の通学用パスの購入費の補助がなされると、かように考えるわけでございますが、この通学用の自動車及び船舶、これらの補助費というのは、その自動車の半額というところになっておりますが、これは一台でございすか。

それからもう一点、自動車でございすから、三年なり五年たつというところはだめになって更新しなければならぬ。こういうときも補助の対象になるのかどうか、この点お聞きしたい。

○説明員(岩田俊一君) 二点にわたつてのお尋ねでございますが、まず第一点のほう、台数は一台であるかという問題でございすけれども、これはその台数が一台であるかという御質疑の意味がよくわかりかねるところでございすけれども、必ずしも一台という前提を置いているわけではございせん。まあ、一台当たりの購入費につきましてあ

る程度の補助をいたしておりますけれども、これはやはり学校の通学区の広がり等の問題もございすから、そういう前提を置いているわけではございせんけれども、ただ、これは予算補助でございすので、予算の確定した額に左右されるわけでございます。それで、全国からいろいろ申請が出てまいりますので、必ずしも予算も十分ではございせんので、まあ乏しきを憂えずひとしからざるを憂えるというわけで、結局、全体にある程度平均的にわたるようになるというふうなたてまえをとつております関係上、かりに二台申請がありまして一台でがまんしていただきますと、こういうような補助の執行のしかたになつておることともこれはございす。

それから更新の問題でございすけれども、私も考えておりますのは、自動車の耐用年数は五年というところで一応考慮いたしておりますけれども、これはまた個々の自動車の状況によりまして、あるいは道路状況等によりまして、画一的に五年とまで確定できるものでもございせんから、そのところは必ずしもそれにとらわれずに、実情に応じて補助執行を考へるということにいたしております。

○川村清一君 確認しておきたいんですが、ただいまの御答弁において、総体予算の中で配慮するので二台にならないこともある、一台でがまんしていただかなければならないこともある、この点わかりましたが、しかし、補助率は二分の一というところは法律で規定されていすから、かりに車が百万円の場合は五十万円補助するということは、これは間違いございせんか。

それから、耐用年数でございすけれども、これはその車によつて違ふが、車を更新する場合においてもそれは補助の対象になると、この二点、確認してさしつかへございせんか。

○説明員(岩田俊一君) まず補助率の問題でございすけれども、二分の一というふうに一応考へておりますけれども、一応私も執行上は予算の關係として百万円を単位といたして補助金としては

考へております。ですから二百万の二分の一の百万というものを限度として考へております。それから耐用年数のほうも実情に應じて若干の弾力を持つて考へているわけでございます。

○川村清一君 若干の弾力じゃ困る。それは法のたてまえから言つたつて、補助するということとで……それは補助するのだから一回やつてしまつたならば補助したことになるけれども、そういう学校を抱へておる市町村というのは財政的に豊かな市町村はあまりないわけですよ。したがつて、あくまでもへき地教育振興法の第三条の第五項、それを受けて第六條……、いまの御答弁は二分の一のあやふやなことをおっしゃつたのですよ。二百万の限度で百万出すから、二分の一だというふうな御答弁ですが、私の二分の一というものは、第三条を受けて第六條にきつちと書いてあるのですよ。「国は、市町村が行う第三條各号に掲げる事務に要する経費について、その二分の一を補助する」と明確に規定されていすのですよ。そうじゃないですか。そんなあやふやな答弁じゃだめですよ。二分の一だここに書いてある。二分の一の出しなさいよ。

それから、だめになつて更新する場合には必ずやはり同じようにやつていただきたいと思ふ。私の質問に間違いあつたらひとつ訂正してください。○説明員(岩田俊一君) まず第一点でございすけれども、この六條に定める二分の一の数字につきましては、この施行令の第四條の二項によりまして、この通学用の自動車並びに船舶に要する購入費、その購入費の半額は文部大臣が定めるところの一、一台当たりの価格により算定するということになつておりますので、そこで二百万円という数字がきまりまして、その二分の一ということになつておるわけでありす。

それから第二点のほうにつきましては、これは予算を伴う補助でございすからできるだけ効率的に運用するといふたてまえでございすから、まあ一般の物品耐用年数として自動車は五年であるけれども、その行政上の運用としましてそ

こに若干の弾力を実情によつて講ずるということに御了承いただきたいと思ふのです。

○川村清一君 第三條第五項に「へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること」となつていす。で、その「必要な措置」の具体的内容は何かというところ、いま議長が言われた施行令の第四條になつてきまして、自動車の購入費だけというところになつてくる。ところが實際はここに問題がある。いただいた資料の中に、運営費というのがある。スクールバス・ボートの維持運営費調べというのがある。これの補助はないのですか。法律的にないのですか。これはどういふことですか。

○説明員(岩田俊一君) まずその補助の額の範囲ですが、第六條第一項で二分の一とすることになつております。三項まで読んでいただきたいのでございすけれども、「前二項の規定により国が補助する場合の経費の範囲及び算定基準は、政令で定める」ということになつておりました。その政令によりまして先ほどのようにことを申し上げたわけでございます。それが第一点でございす。でございすから、政令の範囲の中には運営費につきまして補助の規定はございせん。ございせんが、なおお尋ねでございすから参考までに申し上げます、その面につきましては従来から自治省のほうにお願いをいたしまして、特別交付税をもちまして毎年度スクールバス・ボートの維持運営費として一定額を算入してもらつていす措置を講じている次第でございす。

○川村清一君 私は北海道出身でございすので、北海道の実態の一例を申し上げて、ひとつぜひ今後僻地教育振興のために御配慮いただきたいと思ふ。

まあ一例を申し上げますと、根室支庁の中に別海村という村がある、一つの村ですよ。村であるけれども、その村の面積は四国の香川県と同じ面積です、この広大な面積を持つ村に小学校が三十六か七ある、それは全部まあ五學級以下ぐらいの小学校でございす。そしてその別海村

の財政は、私が言うまでもなく、どんなものであるかそれはもう御想像がつくと思います。で、学校統合問題が起きてくる。中学校統合して一つの大きな中学校をつくるという場合、その生徒はこちらのほうから来るし、こちらの学校からも来るし、四方から来るから、自動車一台、バス一台まではとうていこれは間に合わない。そこで二台は当然必要ということなんです。その二台購入する場合に、文部省はこういう僻地学校の振興のために二台分の補助をまず認めてもらわなければならぬと私は思うわけです。

それから運営費でございますが、これはまあ私の知っている町村でございますが、普通は町でバスを持つ、それが学校バス、通学バスになるのですが、これをやらないで、バス会社の会社バスを使って子供が通学しておる、そうしますとよく大なやつぱり通学費がかかるわけですね。これを僻地の父兄に負担させるわけにはまいりませんので、町村でこれを負担している。町村財政の支出が約七百万ぐらい、これに対する国の補助は幾らかというところと七十万足らずでございます。一割に満たない、こういう実例があるわけでありませう。したがって、これはバスの運営費ではございませんけれども、いわゆる地域の児童、生徒の通学を便ならしめる措置として、ぜひそういう通学費の補助という問題について今後特段の配慮を払って、明年度の予算編成等においては予算措置をしてもいいのでございまして、私の要望なんです、御見解をひとつ承りたいと思っております。

○説明員(岩田俊一君) まず、スクールバス・ボートの維持運営費につきまして、特別交付税で措置しておると申し上げました。で、四十三年度の一つの事例で申し上げますと、一台当たり九十八万円の補助を、補助と申しますか、交付税措置をいたしておりますということを申し上げます。

それから、その分は、これはスクールバスを自分で運営するいわゆる自営方式でございますけれども、いまのお尋ねは何かバス会社何かに委託をして子供を学校に通わせるという方法でございまして、この分につきまして同じくこの特別交付税をもちまして実績に基づきまして生徒一人当たり単価を計算いたしまして特交の基礎として算定するようにしております。

○川村清一君 いや、算定されて出されていることは承知しているのですよ、ですからそれが七百萬もかかるうちわすか七十万足らず程度のもの、そういう交付金は少ないということなんで、それじゃあまりに少ないのじゃないかと、こういうことでもっと配慮を払ってもらえないかということをお願いいたします。

○説明員(岩田俊一君) なお、念のため申し添えますと、通学費につきましては一般通学費の補助ということと遠距離通学の分については補助金で出しております。ただいま申し上げました特交の面で申し上げます。なおこの特交の面につきましては、私どもは自治省のほうと話し合います場合には、一応全国的な平均を基礎として話をいたしてあるわけでございますが、ただいまのような実情等も十分現地で伺いたしまして、なおその補充については努力いたしたいと、かように考えます。

○川村清一君 僻地教育についてもう一べんお尋ねいたしますが第九条の第四号に、「へき地学校の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数」というこの中身につきましてはちよつと了解がしてないのでありますが、これは「へき地学校の数」といいますと一級から五級までありますが、一体どういうところを考えているのですか。

○説明員(岩田俊一君) 一級地の場合は五級地の場合もひとしく僻地学校として算定上は扱っております。○川村清一君 そうすると、政令の内容はどういうことになるのですか。僻地学校、一級地も五級地も僻地学校となれば全部それに一なら一を乗じて得た数を加算するということでございますか。

○政府委員(宮地茂君) 実は、これは政令で規定するところでございますので、今日の段階ではつきりしたことを形式的に申し上げにくいわけでございますが、実質的に私どもが政令案として一応考えておりますのは、僻地の——一級地でも何級地でもよろしいのです、僻地の指定学校の総数の六分の一というふうに考えております。

○川村清一君 それに対する議論は時間がありますので、三号の、「著しく多い小学校又は中学校で政令の定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数」とありますが、「著しく多い」ということはこれはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) これも政令は、閣議を経まして申し上げるべきものでございますので、確定的な問題ではございませんが、私どもが考えておりますところは、政令で規定したいと思っております。それは、要保護児童、準要保護児童、生徒の数がその学校の生徒総数の二五%以上に当たり、実数としてそれが百人以上ということを一応予定いたしております。

○川村清一君 これらの問題につきましてはこのあとで同僚委員から掘り下げてお尋ねをいたしたいことになりました、私の時間はいまなくなりましたので、全然、第十條以下に触れておりませんので、第十條以下の問題について若干お尋ねしたいと思っております。

第十條の問題は、これは特殊教育諸学校教職員定数の標準についてでございますが、まず大臣にお尋ねしたいわけでございます。坂田文部大臣は、去る二月二十五日本委員会において所信表明を行なっておりますが、その中で、「心身に障害をもつ子供のための特殊教育の振興につきまして、特に意を用いたいと存じます。」と述べておられます。具体的な施策を含めて大臣の構想、非常に御熱意があるようでございますから構想をここでひとつ明らかにしたいと思っております。

とを申し上げたわけでございます。またこの委員会におきまして、所信表明の中でも特殊教育についての気持ちを申し上げたわけでございますが、それは、とにかく、日本の教育行政の中で一番おくれおけるのはこの面ではないかと、その他の面につきましては、世界的に見てもかなりなところまで進んでおる。その教育の成果が今日の日本の繁栄の基礎になっておるとも言われておりますし、また東南アジアにおきましての日本の地位と経済的な面においても、あるいは教育の普及の度合いの面におきまして、かなりうらやましがられておる。あるいは教員を受けようというような気持ちもあることは御承知のとおりであります。その中であって、この特殊教育というものは、たとえは盲、ろうというような問題についてはかなり進んでおると思っております。歴史もあると思っております。伝統もあると思っております。しかしながら二重苦であるとか三重苦であるとかいう重複障害というものについて、あるいは精神薄弱児について、あるいは肢体不自由児という、その他の心身障害等につきましてはかなりおくれおれておるというふうに思われます。またその実際の把握すらよくわかっておらないというところで、文部省としまして調査を昨年いたしたわけでございます。そこで、今年度の予算に際しまして、従来から私たちが検討いたしてまいっておりますが、特殊教育総合研究所というものを設置することに決定をいたしました。その準備をいま進めておる段階であります。神奈川県久里浜におきまして進めております。心理学的にも、あるいは教育学的にも、あるいは医学的な面からも、あるいは社会学的あるいは学問的分野を総合的に研究いたしまして、また実際のにもそういうハンディキャップを持った子供たちを収容いたしまして、そして観察をし、あるいは教育の方法を発見し、そしてまた職業を身につけさせるにはどういうふうにするかというふうなことにしても研究をし、実際のなそういうこともやりたいという非常な意欲を持ってやっておりますわけでございますが、また、何分にも

の違うところの本校、分校ということは、やはりこれは分校にも分校の校長という、兼任をやめて校長というふうなふうにすべきではないかと思うのですが、これはどうでしょう。

○説明員(岩田俊一君) この定数法の基礎におきましては、いまお尋ねのような種別の違う心身障害学校が一緒になるというのは、これは特異な例だと思えます。そういうふうにはこれは想定いたしておらないのでありまして、盲学校は盲学校、ろう学校はろう学校それぞれあって、それに校長がみな配置されておるといふ考え方に基づいてありますので、おそろくいまのお尋ねの分につきましては、その当該都道府県の学校配置と申しますか、行政執行の運用の面でそういうことにいたしておるものと思ひまして、この定数法の予定するところではございません。

○川村清一君 それから私の知っておる範囲内のこの種の学校の校長でございますけれども、大体において行政官上りの方が多いのです。県の教育委員会などにおられた、元はやはりそれは教員の経験のある人もおります。そういう人がおりますけれども、そういう方が校長になっている例が非常に多いのですが、これは特別な学校で、ということはいろんな教育の内容が違ふのですから、でき得るならばそういう学校の校長さんもそういう教育に経験のある、そういう教育の知から出られた方が校長になられたほうが、行政的な手腕だけという考え方でなくて、実際にそれはもう非常に苦勞の多い教育でございますから、そういう教育の経験のある方をできるだけ校長になさつたほうが教育効果をあげる上に私は効果があるのではないかと思うのでございますが、どうでございますか。

○政府委員(宮地茂君) いま先生例をおあげになられましたか、一般的には、たとえば盲学校とか、ろう学校といったようなところの校長さんは大体普通の学校の校長と常に交流するということじゃなくて、大体その種の学校を一般の先生も校長さんも歩かれておるといふのが一般の多くの場

合だと思ひます。いま先生のおあげになられましたような例もあろうかと思ひますが、それぞれ事情はございまいしょうが、私も、一般論としいたしましては、先生いまおっしゃるような形がよいのではなからうか、一般的にはそのように思ひます。ただ例外的にそういうふうな学校があります場合、やはり直接の人事でございまして、その人のそれぞれの力量等もございまいしょうから、一がいに一般的基準で律してしまふということもいかかかと存する次第でございまして。

○川村清一君 私の知っておる例はほとんどがそうでございますから、ひとつよく調べてみて下さい。私はそれを全部だめだというんじゃないです、りっぱな人もいらつしやるんですから。しかし、よりよい効果をあげるためには、やはりそういう教育で苦勞されてきた経験者を校長にされることがこういう教育の効果をあげる上には非常に効果があるのではないか、こういう考えを持つておりますから、全国的にも御調査をお願いしたいと思います。

第十條以下について逐条またいろいろお尋ねしたいことがあるわけでございますが、理事会で決定した時間になりましたので、あとの問題は他の委員にひとつやっていただくことにして、私の質問は終わります。

○委員長(久保勲一君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

昭和四十四年五月八日印刷

昭和四十四年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局